第３次白河市障がい者計画
第６期白河市障がい福祉計画
第２期白河市障がい児福祉計画

～ 地域で共に支えあい 自分らしく安心して生活できるまちづくり ～

令和３年３月

白　河　市

【「障がい者」、「障がいのある方」、「障がいのある子ども」等の表記について】

（１）原則、人を表す言葉としては、「障がいのある方」「障がいのある子ども」と表記します。なお、「障がいのある方」「障がいのある子ども」の双方を表記することが適当な場合には、「障がいのある方等」と表記します。
（２）名称等で「障がいのある方」「障がいのある子ども」と表記することが適当でない場合には、「障がい者」と表記します。
（３）法律や条例等の名称、団体の名称、施設の名称等の場合は、そのまま「障害者」と表記します。

目　次

第１章　計画の概要 **1**

第１節　計画策定の趣旨 1
第２節　計画の位置づけ 1
第３節　計画の対象者 2
第４節　計画の策定 3

第２章　第３次障がい者計画 **4**

第１節　基本理念 4
第２節　基本方針 4
第３節　分野別施策の方向 7

第３章　障がいのある方、障がいのある子どもを取り巻く現状 **9**

第１節　人口動向 9
第２節　障がいのある方、障がいのある子どもの現状 9
第３節　ニーズ調査から見た障がいのある方等の現状 １４

第４章　第６期障がい福祉計画 **１７**

第１節　第５期障がい福祉計画の分析・評価 １７
第２節　第６期障がい福祉計画の目標値 １９
第３節　障がい福祉サービスの見込量 ２６

第５章　第２期障がい児福祉計画 **４５**

第１節　第１期障がい児福祉計画の分析・評価 ４５
第２節　第２期障がい児福祉計画の目標値 ４６
第３節　障がい児通所支援等の見込量 ４９

第６章　計画の推進 **５２**

第１節　計画の推進体制 ５２
第２節　計画の達成状況の点検及び評価 ５２

資料 **５３**

過去５年間の各サービスの利用実績、事業費等 ５３
過去３年間の地域生活支援事業の利用実績、事業費等 ５５
しらかわ地域の自立支援給付サービス事業量の実績と見込数 ５６
用語の解説 ５７
障がい福祉サービス事業所等一覧 ５８

第１章　計画の概要

第１節　計画策定の趣旨

平成１８年４月に障害者自立支援法が施行され、身体障がい、知的障がい、精神障がいの一元化によるサービス体系の見直しが行われました。

また、平成２３年８月には、障がい者施策の基本となる障害者基本法※1が改正され、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害者の自立及び社会参加の支援※2等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが盛り込まれました。

これを踏まえ、平成２５年４月に「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）に見直され、障がい者の範囲に難病等が追加されたほか、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが行われました。

さらに、平成３０年４月には、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用の促進、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充などが図られました。

この間、平成２３年６月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」※3）が、平成２５年６月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」※4）が成立し、平成２６年１月には「障害者権利条約」※5が批准されるなど、障がい福祉施策を推進するための様々な法制度の整備が行われました。

本市では、これらの国の動向等を踏まえ、平成３０年３月に「第３次障がい者計画・第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の推進に取り組んできました。「第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画」が令和２年度に計画期間が終了となることから、新たな計画を策定しました。

第２節　計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「白河市第２次総合計画」と福祉分野の上位計画である「第２期白河市地域福祉計画」を上位計画として、「白河市第９期高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画」や「白河市第２期子ども・子育て計画」などの関連計画と整合・連携を図ります。

※1（P58）　※2（P58）※3（P57）
※4（P58）　※5（P58）　資料　用語の解説参

本市では、「第３次障がい者計画・第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画」を一体的な計画として策定します。

（１）障がい者計画

障がい者計画は、障害者基本法第１１条第３項に基づく「市町村障がい者計画」として、本市における障がい者施策全般に関わる基本的な理念や方針を定める計画です。

（２）障がい福祉計画

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第８８条に基づく「市町村障がい福祉計画」として、国の基本指針に基づき、本市の障がい福祉サービス、相談支援の提供体制を確保するために必要なサービスの見込み量及びその確保のための方策を定める計画です。

（３）障がい児福祉計画

障がい児福祉計画は、児童福祉法第３３条の２０に基づく「市町村障がい児福祉計画」として、国の基本指針に基づき、本市の障がい児通所支援、障がい児相談支援の提供体制を確保するために必要なサービスの見込み量及びその確保のための方策を定める計画です。

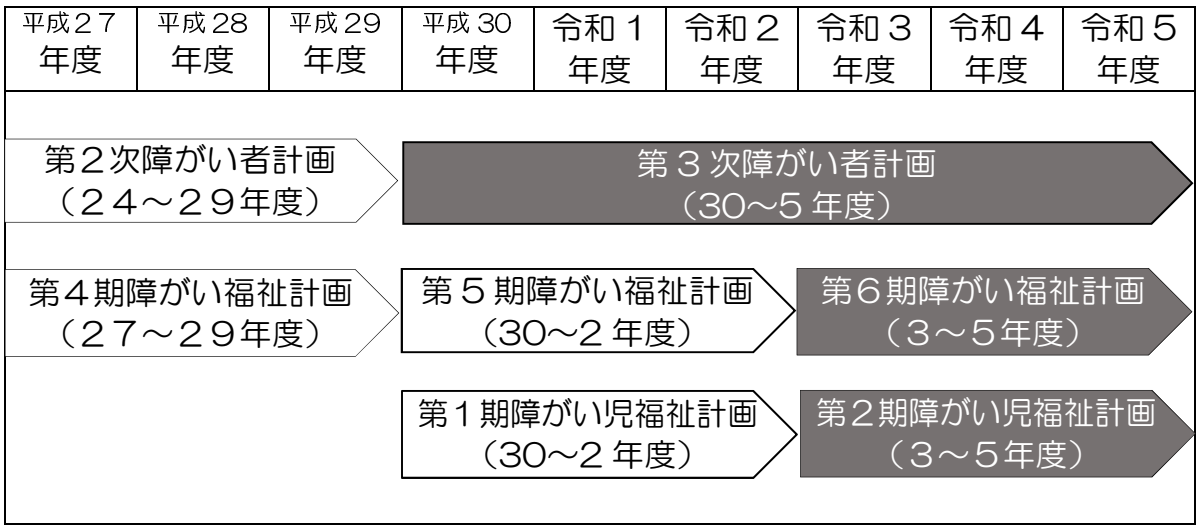

第３節　計画の対象者

「障がい者計画」は全ての市民を対象とします。「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とし、難病のある方を含みます。

第４節　計画の策定

「第３次障がい者計画・第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画」の策定にあたっては、ニーズ調査を実施し、障がい福祉サービス利用者の意見を把握しました。

白河市、西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町（以下「しらかわ地域」という。）が共同で設置・運営している「しらかわ地域自立支援協議会」（以下「地域自立支援協議会」※6という。）において、各専門部会員、相談支援専門員等で構成する「第５期障がい福祉計画案策定検討会議」を設置し、ニーズ調査の結果等を基に計画の素案を策定し全体会で審議を行いました。

また、「第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画」の策定にあたっては各専門部会の意見等を集約し、計画の素案を策定し全体会で審議を行いました。

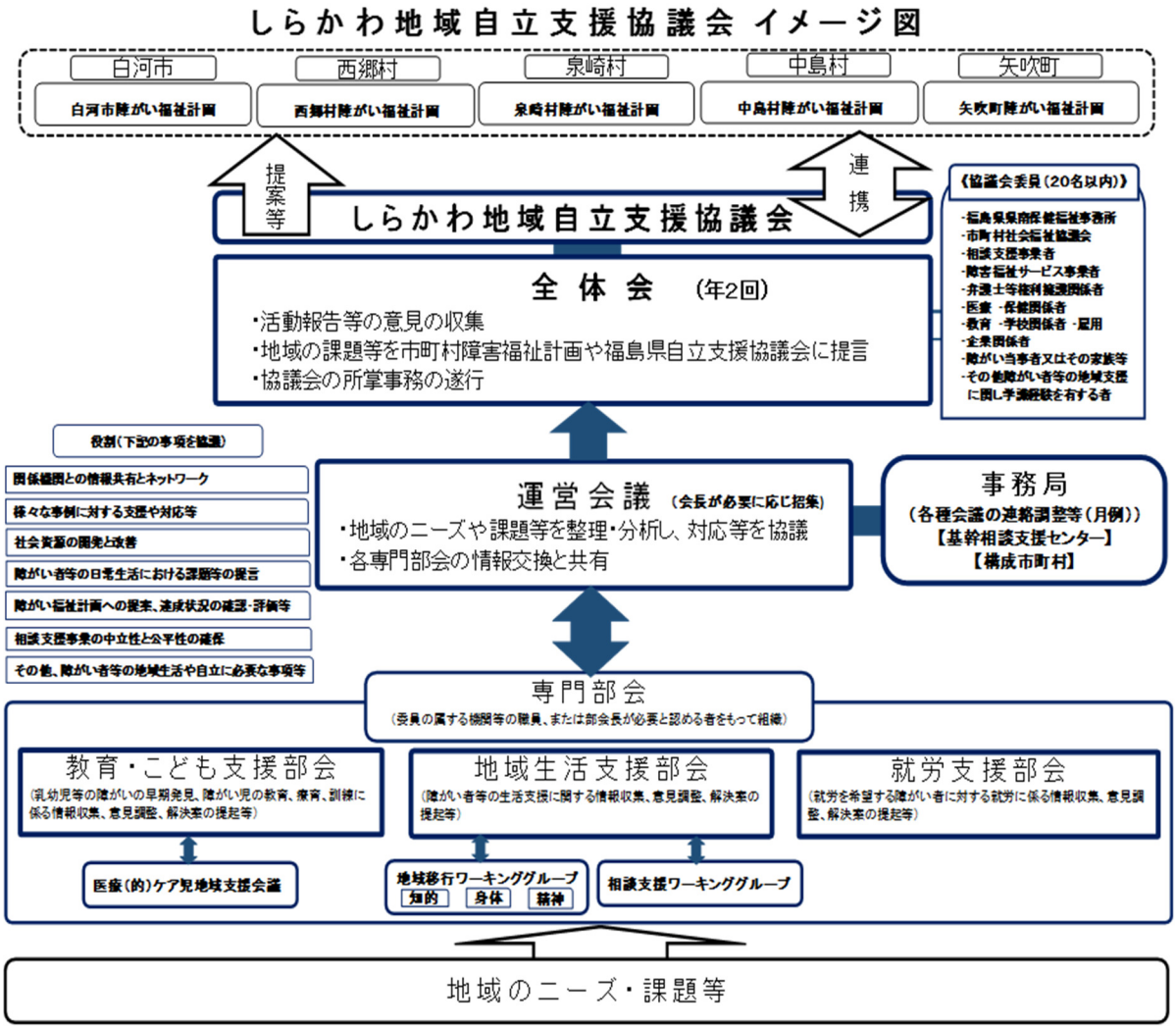

※6（P59）　資料　用語の解説参照

第２章　第３次障がい者計画

第１節　基本理念

本計画は、しらかわ地域の障がいのある方等、地域住民、支援者、行政等がお互いに助け合い、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが自分らしく安心して生活できるまちづくりに向けた取り組みを推進することを基本理念とします。

「地域で共に支え合い、自分らしく安心して生活できるまちづくり」

第２節　基本方針

本計画の基本理念の実現に向け、７つの基本方針を設定します。

基本理念	基本方針	施策の方向性
地域で共に支え合い、自分らしく安心して生活できるまちづくり	１．差別解消・啓発の推進	障がいを理由とする差別解消の促進
		情報アクセシビリティの向上
	２．生活支援（福祉）・権利擁護の取組み	虐待防止に対する支援等の取組み
		意思決定支援の啓発
		成年後見制度の利用促進
		地域生活支援拠点等の整備推進
	３．社会活動参加の推進	芸術文化・スポーツ活動支援
	４．保健・医療体制の充実	発達障がい・精神障がい・難病患者への支援の一層の充実
		重度障がいのある方等への支援の一層の充実
	５．教育・子育て支援の充実	ライフステージに応じた支援体制整備の推進
	６．雇用・就業の促進	就労支援体制の充実
	７．生活環境の充実	災害時等の安全確保に向けた取組み

１．差別解消・啓発の推進

障がいの有無にかかわらず、地域で共に生きる「共生社会」の理念は徐々に浸透していますが、障がいに対する誤った理解や認識は残っています。

家庭や地域、学校、会社等地域のあらゆるところで、子どもから大人まで、すべての市民が互いに尊重し合い、障がいに対する正しい理解を深めるため、広報活動や多様な交流の機会を通じ、啓発活動を推進していきます。

２．生活支援（福祉）・権利擁護※7の取組み

障がいのある方等が住み慣れた地域で生活していくためには、障がいのある方等の日々の生活を支援するとともに、支援者及び介護者の負担を軽減することが重要です。

障害者総合支援法による自立支援給付、地域生活支援事業やその他の各種生活支援サービスの充実を図り、障がいのある方等のニーズ※8や心身の状況に応じた多様な支援サービスを実施し、権利を尊重するとともに、一人ひとりのＱＯＬ（生活の質）※9の向上を目指します。また、関係機関が相互に連携しながら、相談支援体制の充実に努めます。

３．社会活動参加の推進

地域活動をはじめ、芸術文化・スポーツなどさまざまな社会活動に参加し活躍する機会を得られることは、地域で暮らす障がいのある方等の願いです。

活動への参加意欲を高めるとともに、幅広い活動に参加するためのしくみづくりを進め、障がいのある方等一人ひとりの個性や能力をまちづくりに最大限生かします。

４．保健・医療体制の充実

障がいのある方等が必要な医療を受けられ、地域で安心して生活を送ることができるよう、医療ケア体制の充実が求められています。

障がいの原因の一つとなる疾病等の予防や早期の発見・支援、治療を行うとともに、障がいのある方等の健康維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながらライフステージ※10や心身の状況に応じた保健・医療・リハビリテーション※11の提供に努めます。

※7（P58）　※8（P59）　※9（P57）
※10（P60）　※11（P60）　資料　用語の解説参

５．教育・子育て支援の充実

障がいのある子どもが地域で共に学び育つことは、将来の生活を豊かにするためにとても重要です。

障がいのある子ども及びその家族のライフステージに応じて保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等を含めた関係者がチームとなって支援する体制を構築するとともに、学校、障がい児通所支援事業所及び障がい児相談支援事業所等が連携し、相談支援体制の充実に努めます。

６．雇用・就業の促進

障がいのある方が地域で意欲的に働き、活動することは、経済的な自立だけではなく、主体的に生きがいのある生活を送るために重要です。

ハローワークや地域の障がい者就業・生活支援センターなどの関係機関が連携し、一般就労はもとより、福祉的就労も含め、一人ひとりの働く意欲を尊重し就労支援及び就業機会の確保に努めます。

７．生活環境の充実

障がいのある方等が地域で安全に安心して暮らしていくためには、防犯や交通安全、防災等の面で障がいのある方等への配慮やバリアフリー※12・ユニバーサルデザイン※13の生活空間づくりが欠かせません。

地域全体で障がいのある方等の安全を見守る支え合いのネットワークづくりを図るとともに、住宅や公共公益施設、道路、交通機関等の環境整備に努め、安心、安全なまちづくりを目指します。

※12（P59）　※13（P60）資料　用語の解説参照

第３節　分野別施策の方向

基本理念の実現に向けた取り組みとして、７つの基本方針に関し、以下に重点を置きながら取り組みます。

１．差別解消・啓発の推進

（１）障がいを理由とする差別解消の促進

障がいを理由とした差別解消を妨げている要因を解消するため、障がい者差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うことを目的とする「障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、関係機関等とのネットワークを構築します。

（２）情報アクセシビリティ※14の向上

障がいのある方等が個々のニーズに応じて必要な情報を円滑に利用できるよう、情報アクセシビリティの向上に努めます。

２．生活支援（福祉）・権利擁護の取組み

（１）虐待防止に対する支援等の取組み

しらかわ地域障がい者虐待防止センター※15において、虐待に関する相談・通報を２４時間受理できる体制を維持します。また、虐待を受けた障がいのある方への一時保護にあたり、必要な居室の確保を含めた地域生活支援拠点等の整備を推進します。

各事業所に虐待防止研修会の受講の徹底、虐待防止委員会の設置を促し、指導・助言を継続的に行うとともに、相談支援専門員の訪問等を通じて虐待の早期発見に努めます。

（２）意思決定支援の啓発

自ら意思を決定及び表明することが困難な障がいのある方等が、障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、意思決定支援ガイドラインを活用し、サービス事業者等への研修を行います。

（３）成年後見制度※16の利用促進

必要な人が成年後見制度を利用できるよう、国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、「チーム」・「協議会」・「中核機関」からなる権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制づくりを高齢福祉分野と連携して推進します。

（４）地域生活支援拠点等の整備推進

障がいのある方等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性

※14（P59）　※15（P58）
※16（P59）　　資料　用語の解説参照

を有し、地域生活で生じる障がいのある方等やその家族の緊急事態に対応する体制整備をしらかわ地域で推進し強化します。

３．社会活動参加の推進

（１）芸術文化・スポーツ活動支援

障がいのある方等が地域で開催される芸術文化活動やスポーツ活動に参加するなど、社会活動の幅を広げることができるよう推進します。

４．保健・医療体制の充実

（１）発達障がい、精神障がい、難病患者への支援の一層の充実

発達障がいや精神障がい、難病患者の課題について関係機関と情報共有を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備に努めます。

（２）重度障がいのある方等への支援の一層の充実

心身に重度の障がいのある方等が地域の中で安心して医療を受けられるよう、医療機関等との連携体制を充実させ、医療費助成等の利便性の向上を推進します。

５．教育・子育て支援の充実

（１）ライフステージに応じた支援体制整備の推進

障がいのある子どもが地域の中で自分らしく生活していくことができるよう、関係機関が連携を図り、ライフステージに応じ切れ目のない支援を提供する体制づくりを推進します。

６．雇用・就業の促進

（１）就労支援体制の充実

一般就労及び福祉的就労も含め、障がいのある方一人ひとりの働く意欲を尊重し就労機会の確保や障がい者就労施設からの物品・サービスなどの優先調達の促進を図ります。

７．生活環境の充実

（１）災害時等の安全確保に向けた取組み

災害時等の避難行動において支援を必要とする要支援者の把握に努めるとともに、要支援者名簿を基に関係機関が連携し、近隣住民の協力を得ながら要支援者の避難行動を支援する体制の整備に努めます。

第３章　障がいのある方、障がいのある子どもを取り巻く現状

第１節　人口動向

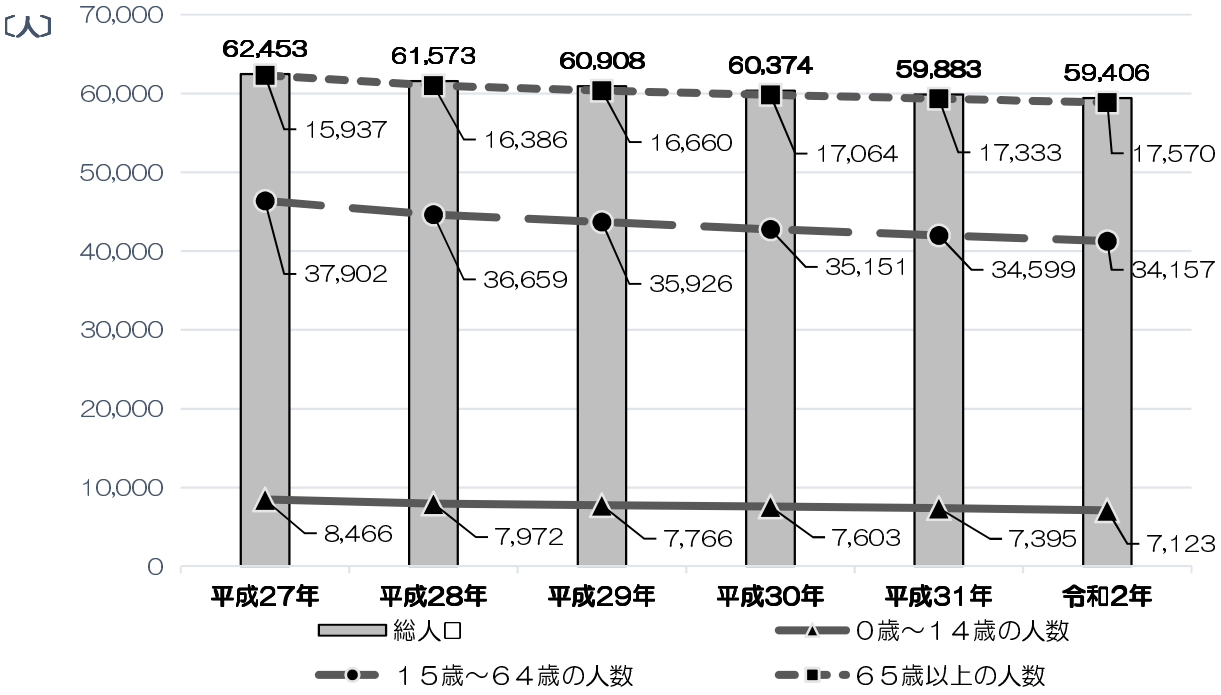

（各年度４月１日現在）

第２節　障がいのある方、障がいのある子どもの現状

（１）障害者手帳の所持者数

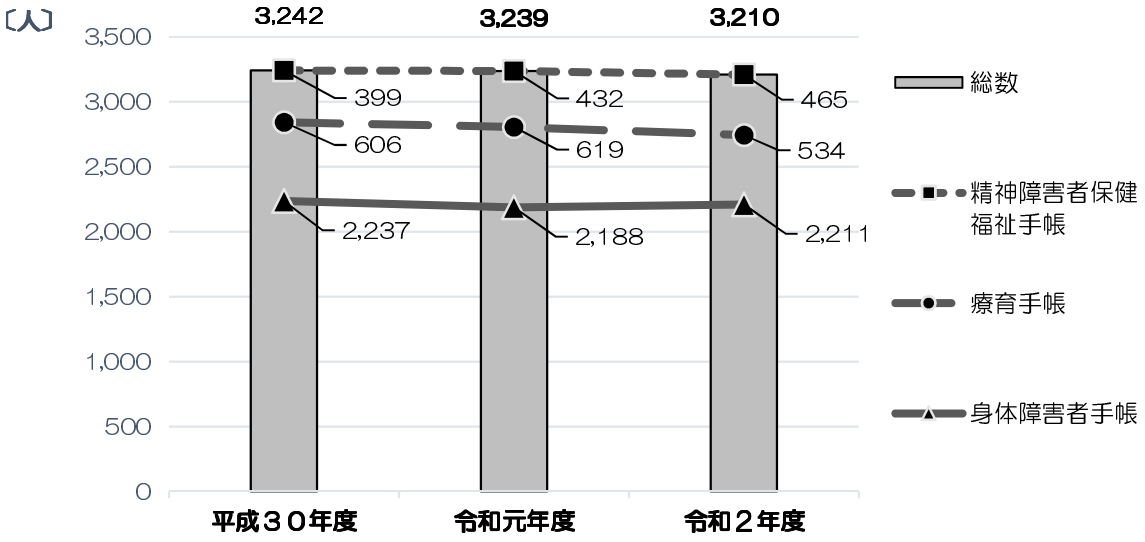

（各年度４月１日現在）

（２）身体障害者手帳の所持者数（障がい別）

障がいのある方（１８歳以上）

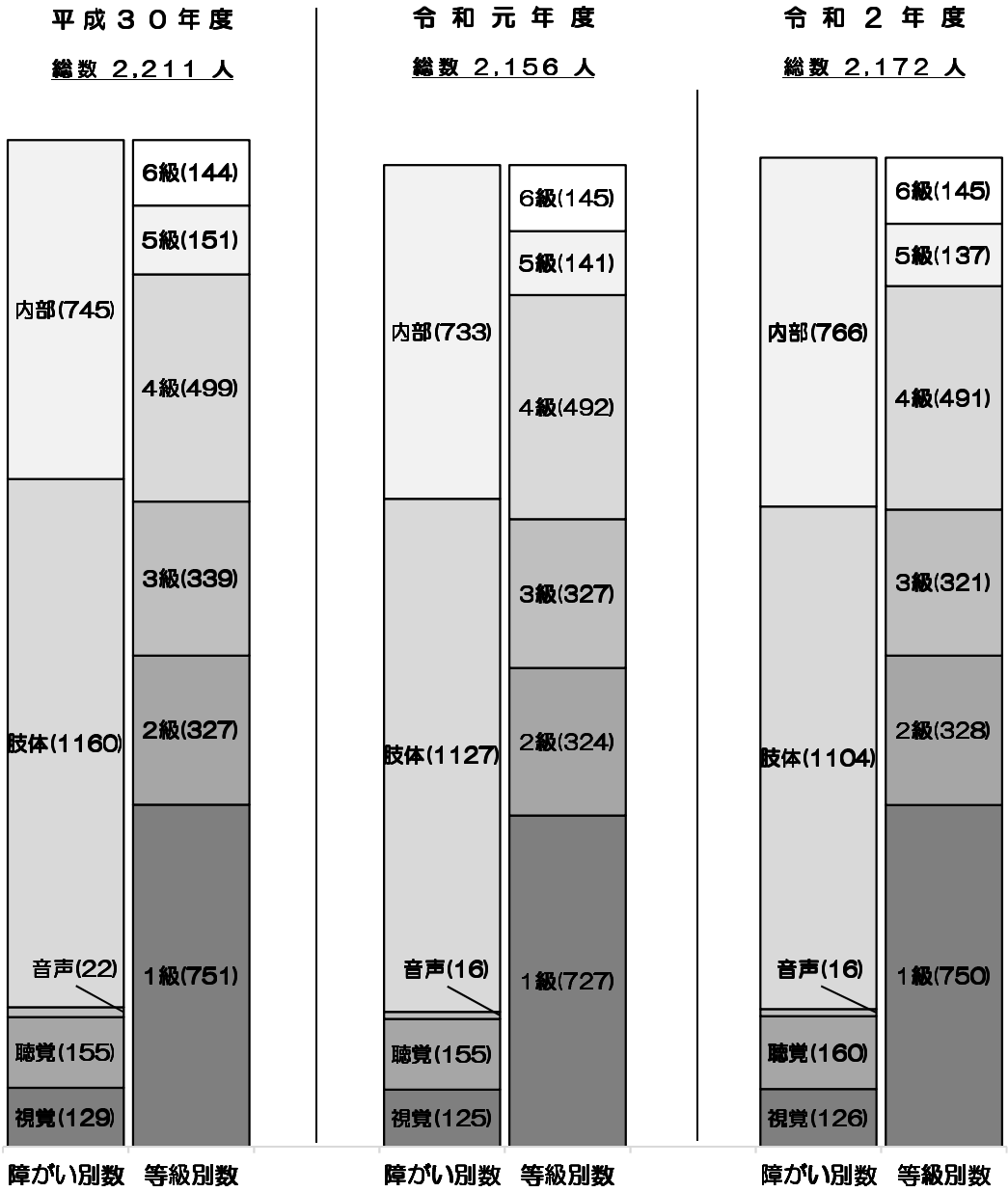

■（視覚）視覚障がい　■（聴覚）聴覚・平衡機能障がい

■（音声）音声・言語・そしゃく機能障がい　■（肢体）肢体不自由

■（内部）内部障がい

②障がいのある子ども　（　）内は人数

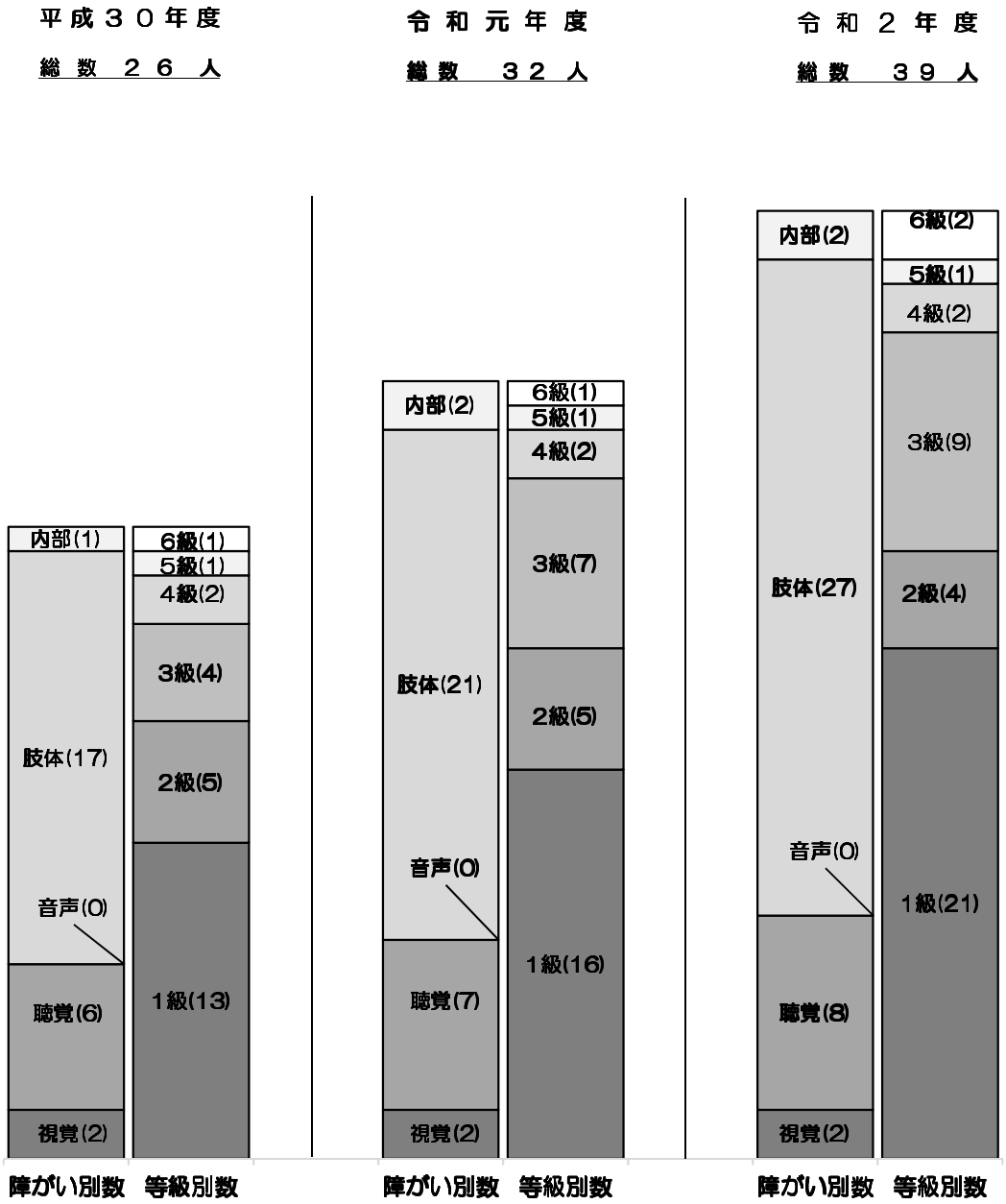

■（視覚）視覚障がい　■（聴覚）聴覚・平衡機能障がい

■（音声）音声・言語・そしゃく機能障がい　■（肢体）肢体不自由

■（内部）内部障がい

（各年度４月１日現在）

療育手帳の所持者数

（３）療育手帳の所持者数　（　）内は人数

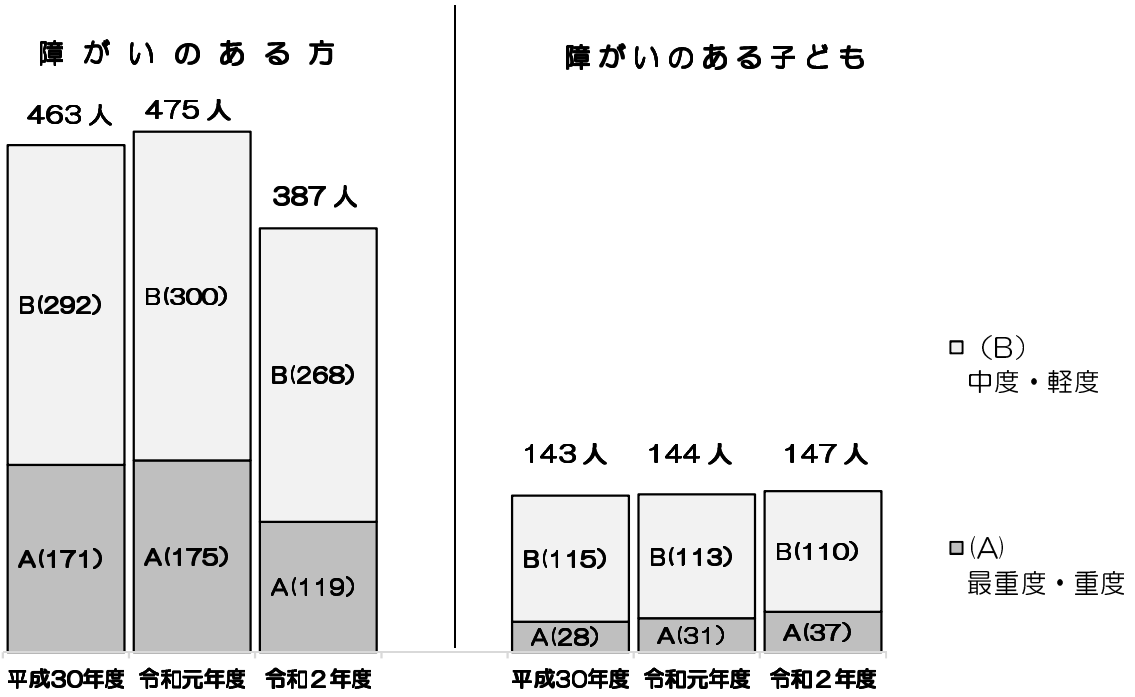

（各年度４月１日現在）

（４）精神障害者保健福祉手帳の所持者数　（　）内は人数

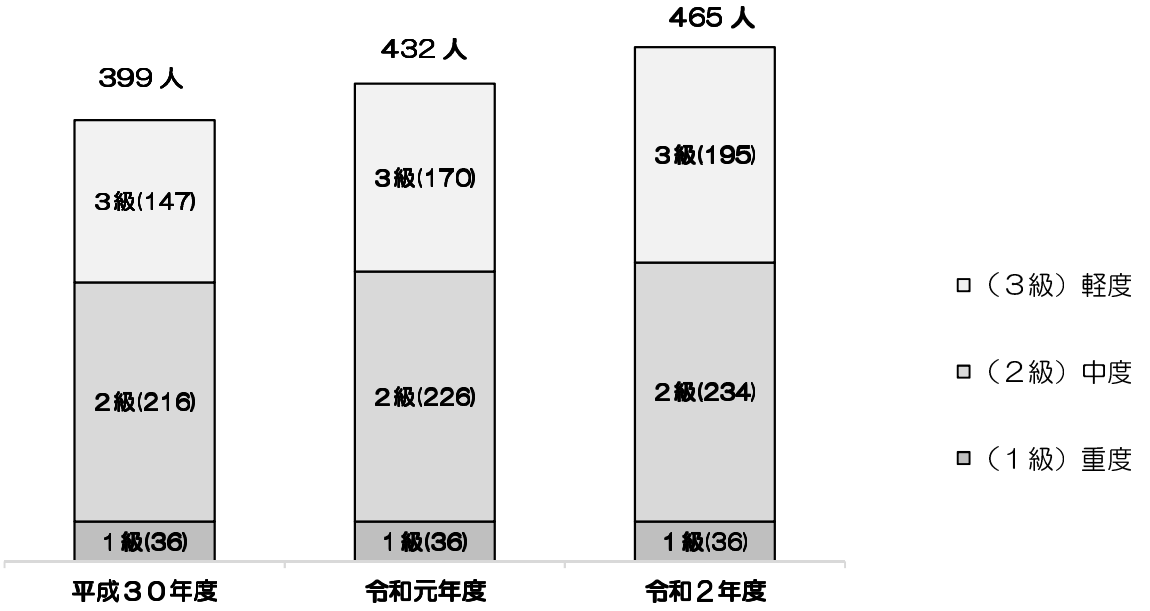

（各年度４月１日現在）

（5）障害支援区分の認定者数　数値は人数

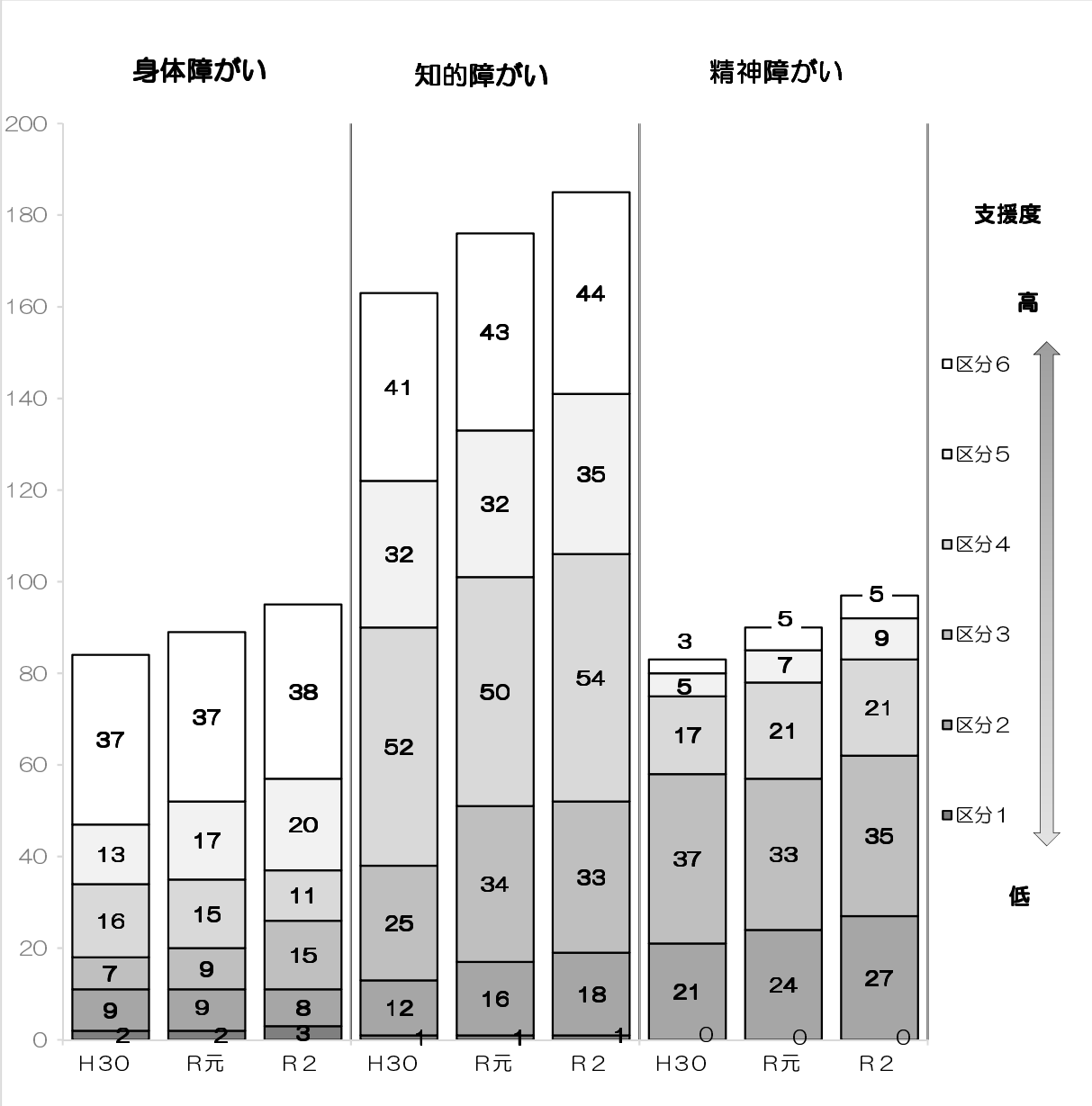

区分／年度	身体障がい			知的障がい			精神障がい			計
	H30	R1	R2	H30	R1	R2	H30	R1	R2	
区分６	37	37	38	41	43	44	3	5	5	253
区分５	13	17	20	32	32	35	5	7	9	170
区分４	16	15	11	52	50	54	17	21	21	257
区分３	7	9	15	25	34	33	37	33	35	228
区分２	9	9	8	12	16	18	21	24	27	144
区分１	2	2	3	1	1	1	0	0	0	10
総　数	84	89	95	163	176	185	83	90	97	1,062

（各年度４月１日現在）

第３節　ニーズ調査から見た障がいのある方等の現状

障がいのある方（１８歳以上）の現状

障がいのある方の日常生活における困りごとや障がい福祉サービスの利用状況・満足度等を把握し、本市が今後取り組むべき方向性や障がい福祉計画の企画・立案のため、障がいのある方を対象とし、相談支援専門員による聞き取り調査を実施しました。

① 調査方法　相談支援専門員（９事業所・２２名）及び県南障がい者就業・生活支援センター（６名）による書面調査及び聞き取り調査

② 調査期間　平成２９年６月～７月

③ 対象者　計画相談利用者及び県南障がい者就業・生活支援センター※17登録者

④ 対象年齢　１８歳以上

⑤ 調査人数　４６０人

（手帳区分別・男女別）

区　　分	男	女	計	割合
身体障害者手帳	４９人	４６人	９５人	２０．７％
療育手帳	１４９人	９４人	２４３人	５２．８％
精神障害者保健福祉手帳	６７人	４２人	１０９人	２３．７％
手帳なし（難病含む）	６人	７人	１３人	２．８％
合　　計	２７１人	１８９人	４６０人	１００．０％

（年齢別）

区　　分	人数	割合
１８・１９歳	１９人	４．１％
２０～２９歳	１０１人	２２．０％
３０～３９歳	１０１人	２２．０％
４０～４９歳	７６人	１６．５％
５０～５９歳	７６人	１６．５％
６０～６４歳	３０人	６．５％
６５歳以上	４９人	１０．７％
不明	８人	１．７％
合　　計	４６０人	１００.０％

※17（Ｐ59）　資料　用語の解説参照

障がいのある子ども（１８歳未満）の現状

障がいのある子どもと保護者の日常生活における困りごとや障がい児通所支援サービスの利用状況・満足度等を把握し、本市が今後取り組むべき方向性や障がい福祉計画・障がい児福祉計画の企画・立案のため、障がいのある子ども及び保護者を対象とし、相談支援専門員による聞き取り調査を実施しました。

① 調査方法　相談支援専門員（２事業所・４名）による書面調査及び聞き取り調査
② 調査期間　平成２９年６月～７月
③ 対象者　計画相談を利用する障がいのある子どもとその保護者
④ 対象年齢　１８歳未満（高校在学生含む）
⑤ 調査人数　１６３人

（手帳区分別・男女別）

区分	男	女	計	割合
身体障害者手帳	３人	９人	１２人	７．４％
療育手帳	５６人	２０人	７６人	４６．６％
精神障害者保健福祉手帳	０人	０人	０人	－
手帳なし（難病含む）	６２人	１３人	７５人	４６．０％
合　　計	１２１人	４２人	１６３人	１００．０％

（年齢別）

区分	人数	割合
０～６歳（未就学児）	７０人	４３．０％
７～１２歳（小学生）	７３人	４４．８％
１３～１５歳（中学生）	１３人	８．０％
１６～１７歳（高校在学生）	５人	３．０％
不明	２人	１．２％
合　　計	１６３人	１００.０％

（３）ニーズ調査の結果から抽出した課題

①住まいや暮らしについて

入所施設や病院に入院中の方の３割以上が地域での生活を希望していることから、地域生活移行の推進が課題といえます。

②雇用・就労について

障がいのある方が就労し収入を得ることは、地域で生活するための大きな助けとなります。働くために必要な配慮として「職場内で障がいに対する理解があること」との回答が多くあったことから、障がいのある方への理解促進に関する取り組みが課題といえます。

③福祉サービスについて

今後利用したい福祉サービスについては、「わからない」との回答が多いことから、サービスや制度の普及や利用促進が課題といえます。

④支援者・相談者について

障がいのある方等の支援者約３割以上の方が６０歳以上となっております。支援者の高齢化に伴う「親亡き後」の支援体制の整備が課題といえます。

⑤権利擁護・差別について

「障がいを理由とした差別や嫌な思いをした」との回答や、「成年後見制度を知らない」との回答があったことから、成年後見制度の普及や差別解消への取り組みが課題といえます。

⑥災害時について

東日本大震災の教訓による安全意識の高まりなど、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。「避難場所を知らない」との回答が多いことから、要支援者の把握や災害時の避難場所の周知など、避難行動支援体制の確立が課題といえます。

第４章　第６期障がい福祉計画

第１節　第５期障がい福祉計画の分析・評価

第５期障がい福祉計画は、令和２年度を目標年度として、国や福島県の基本方針に基づき、地域生活移行や就労支援等に関する成果目標を数値化した見込量として設定し、その達成を目指して施策の実施に努めました。

（１）「福祉施設※18の入所者の地域生活への移行」

施設入所者の地域移行並びに入所者数の削減を推進していますが、令和元年度時点で目標値に達していません。要因として、長期入所者の高齢化や重度障がい者の地域移行先となる社会資源の不足が考えられます。

項　目	目標数値	実績数値（見込み）	考え方
平成２８年度末時点の入所者数（Ａ）	82 人		平成 29 年３月３１日施設入所者数
（Ａ）のうち、令和２年度までの地域生活移行者（Ｂ）	12 人	５人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数（実績数値：令和２年３月末日現在）
地域生活移行率	14.6%	6.1%	（Ｂ）／（Ａ）※国の基本指針：目標 9%以上
令和２年度末時点の入所者数（Ｃ）	79 人	84 人	令和２年度末時点の施設入所者数（実績数値：令和２年３月末日現在）
入所者数削減率	3.7%	−2.4%	（Ａ−Ｃ）／（Ａ）※国の基本指針：目標 2%以上

（２）「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」

保健・医療・福祉関係者による協議の場として、令和２年４月に「地域自立支援協議会地域生活支援部会地域移行（精神障がい者）ワーキンググループ」を設置しました。事例を通じて地域の課題を整理し、精神障がいのある方の地域移行・地域定着の推進に取り組んでいます。

（３）「地域生活支援拠点等の整備」

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある方の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域生活で生じる障がいのある方やその家族の緊急事態に対応する体制をしらかわ地域において整備し、令和２年度より運用を開始しました。

※18（P60）　資料　用語の解説参照

また、地域生活支援コーディネーターを基幹相談支援センター※19けんなん内に配置し、地域の民生児童委員や地域包括支援センター等の高齢者福祉分野と協力・連携し、さまざまな相談窓口として取り組んでいます。

地域生活支援拠点等のイメージ図（連携・協力）

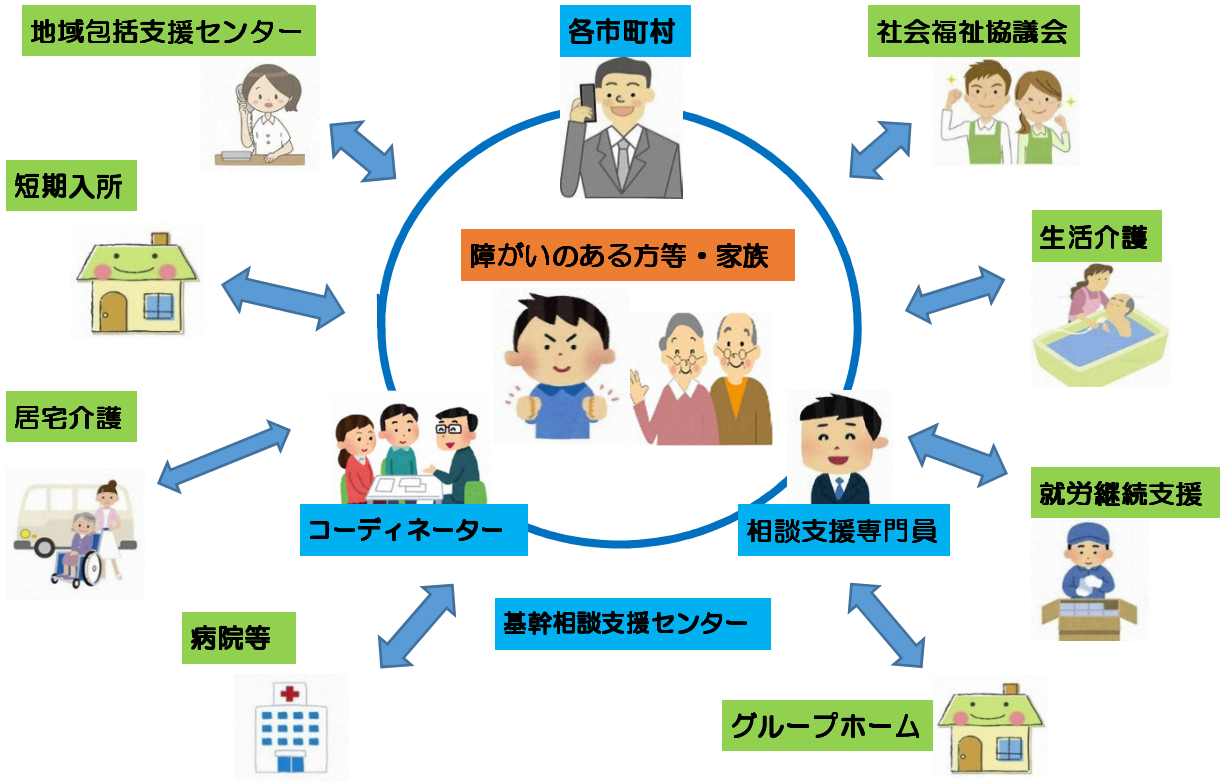

（４）「福祉施設（就労事業所等）から一般就労への移行等」

一般就労への移行者について、令和元年度（令和２年３月末日）は県南圏域全体でも 10 数名しかおらず、本市では４名となっております。令和２年度はコロナ禍の影響も有り、目標値に達するのは難しい状況ですが、今後も関係機関と連携し地域自立支援協議会と協働しながら一般就労移行を促進いたします。

①　福祉施設（就労事業所等）から一般就労への移行の目標

項　目	目標数値	実績数値（見込み）	考え方
平成２８年度の一般就労移行者数（A）	４人		平成２８年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
令和２年度の一般就労移行者数（B）	11 人	４人	令和２年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数 （実績数値：令和２年３月末日現在）
増加割合	2.8 倍	1.0 倍	（B）／（A） ※国の基本指針：目標１.５倍以上

※19（P57）　資料　用語の解説参照

②　就労移行支援事業の利用者数の目標

項　目	目標数値	実績数値（見込み）	考え方
平成２８年度末の就労移行支援事業所の利用者数（Ａ）	１１人		平成２８年度末において就労移行支援事業所を利用した者の数
令和２年度末の就労移行支援事業所の利用者数（Ｂ）	１９人	７人	令和２年度末において就労移行支援事業所を利用した者の数 （実績数値：令和２年３月末日現在）
増加率	72.7%	-36.4%	（Ｂ）－（Ａ）／（Ａ） ※国の基本指針：目標２倍以上

③　就労移行率が３割以上になる就労移行支援事業所数の割合の目標

項　目	目標数値	実績数値（見込み）	考え方
令和２年度末の就労移行支援事業所数（Ａ）	１カ所		令和２年度末の就労移行支援事業所数
令和２年度に就労移行率が３割以上になる就労移行支援事業所数（Ｂ）	２カ所	１カ所	令和２年度末において就労移行率が３割以上であった就労移行支援事業所数
事業所比率	200%	100%	（Ｂ）／（Ａ） ※国の基本指針：目標 50%以上

第２節　第６期障がい福祉計画の目標値

第６期障がい福祉計画は、令和５年度を目標年度として、国や福島県の基本方針と、しらかわ地域の実態に基づき、地域生活移行や就労支援等に関する成果目標を数値化した見込量として設定します。

（１）福祉施設入所者の地域生活移行

【国の基本指針】

・令和５年度末時点の施設入所者数の 6%以上の地域生活への移行を目指します。

・令和５年度末時点の施設入所者数の 1.6%以上を削減することを基本とします。

＜目標値＞

・本市の現施設利用者の状況や窓口相談、相談支援事業所からの情報等を勘案し令和元年度末時点の福祉施設の入所者 84 人のうち 7.1%にあたる６人がグループホーム等地域生活へ移行することを目標とします。

・令和５年度末の入所者数は、2.4%減の 82 人を見込みます。
・相談支援専門員と情報を共有し、必要に応じて「地域自立支援協議会生活支援部会」と連携して、住居と日中活動を体験できる場の確保や地域移行支援のサービスの利用を進めながら取り組みます。

項　目	数　値	考え方
令和元年度末時点の入所者数（A）	84 人	令和２年３月 31 日の施設入所者数
（A）のうち、令和５年度末時点の地域生活移行者（B）	６人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数
【目標値】地域生活移行率	7.1%	（B）/（A） ※国の基本指針：目標６%以上
令和５年度末時点の入所者数（C）	82 人	令和５年度末時点の施設入所者数
【目標値】入所者数削減率	2.4%	（A－C）/（A） ※国の基本指針：目標 1.6%以上

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】
・精神障がい者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数の上昇:316 日以上とすることを基本とします。
・精神病床における１年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を設定する。
・令和５年度末の全国の目標値は、平成 30 年度と比べて 6.6～4.9 万人減少になります。
・精神病床における退院率の上昇:3 ヶ月時点 69%以上、６ヶ月時点 86%以上 12 ヶ月時点 92%以上とすることを基本とします。

＜目標値＞
・精神病床における早期退院率（入院後３ヶ月時点、６ヶ月時点、12 ヶ月時点）について、令和５年度における入院後３ヶ月時点の退院率を６９%以上、６ヶ月時点の退院率を８６%以上、１２ヶ月時点の退院率を９２%以上とすることを基本とします。
・「地域自立支援協議会地域生活支援部会地域移行（精神障がい者）ワーキンググループ」で、地域移行希望者の情報共有を図り、本市は目標に向けた体制整備に取り組みます。

（３）地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等について、令和５年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、運用状況の検証及び検討を年１回以上行うことを基本とします。

＜目標値＞

令和２年４月に開始した地域生活支援拠点等整備事業の機能の充実を図るため、地域自立支援協議会において年１回以上の運用状況の検証及び検討を実施します。

項　目	数　値	考え方
令和２年３月３１日時点の整備数	０カ所	令和元年度末時点の整備か所数
【目標値】整備数	１カ所	令和５年度末時点の整備か所数
令和２年３月３１日時点の運用状況の検証・検討回数	０回／年	令和元年度末時点の検証・検討回数
【目標値】検証・検討回数	２回／年	令和５年度末時点の検証・検討回数

（４）福祉施設(就労事業所等)から一般就労への移行

【国の基本指針】

① 令和５年度において、令和元年度実績の 1.27 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とします。

② 就労移行支援事業は、令和元年度実績の 1.30 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とします。

③ 就労継続支援Ａ型は、令和元年度実績の 1.26 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とします。

④ 就労継続支援Ｂ型は、令和元年度実績の 1.23 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とします。

⑤ 令和５年度末の、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

⑥ 就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とすることを基本とします。

＜目標値＞

福祉施設（就労事業所等）の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和５年度において一般就労移行者数を増加することが目標です。

本市では、福祉施設や県南障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク、相談支援専門員との連携を深めながら、一つ一つの課題解決を「地域自立支援協議会就労支援部会」と協働して進め、各目標の達成に取り組みます。

①　福祉施設（就労事業所等）から一般就労への移行の目標

項　目	数　値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数（A）	４人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】令和５年度の一般就労移行者数（B）	７人	令和５年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
増加割合	1.75 倍	（B）/（A） ※国の基本指針：目標 1.27 倍以上

②　就労移行支援事業所から一般就労への移行の目標

項　目	数　値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数（A）	１人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】令和５年度の一般就労移行者数（B）	２人	令和５年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
増加割合	2.0 倍	（B）－（A）/（A） ※国の基本指針：目標 1.30 倍以上

③　福祉施設（就労継続支援Ａ型）から一般就労への移行の目標

項　目	数　値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数（A）	１人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】令和５年度の一般就労移行者数（B）	２人	令和５年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
増加割合	2.0 倍	（B）/（A） ※国の基本指針：目標 1.２６倍以上

④　福祉施設（就労継続支援Ｂ型）から一般就労への移行の目標

項　目	数　値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数（A）	２人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】令和５年度の一般就労移行者数（B）	３人	令和５年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
増加割合	1.5倍	（B）/（A） ※国の基本指針：目標 1.23 倍以上

⑤　就労定着支援事業の利用者数の目標

項　目	数　値	考え方
令和５年度の一般就労移行者数（A）	４人	令和５年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】令和５年度の就労定着支援事業利用者数（B）	３人	令和５年度の一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者数
【目標値】利用者比率	75%	（B）/（A） ※国の基本指針：目標 70%（7割）以上

⑥　就労定着率が８割以上になる就労定着支援事業所数の割合の目標

項　目	数　値	考え方
令和元年度末の就労定着支援事業所数（A）	２カ所	令和２年３月末日の就労定着支援事業所数
【目標値】令和５年度末で就労定着率８割以上の就労定着支援事業所数（B）	２カ所	令和６年３月末日で就労定着率８割以上の就労定着支援事業所数
【目標値】事業所比率	100%	（B）/（A） ※国の基本指針：目標80%（8割）以上

（５）相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

令和５年度末までに、市町村又は圏域において相談支援体制の充実・強化に向けた取組みの実施体制を確保します。

＜目標値＞

本市では、既に基幹相談支援センターを設置しているため、今後も関係町村と連携し同センターの機能強化を図りながら、総合的、専門的な相談支援を継続して実施します。

具体的には、総合相談、他分野とのネットワークづくり、人材育成等を進めるとともに、本市が委託している３カ所の相談支援事業所と連携し各相談機関（地域包括支援センター・行政等）の相談窓口としての取組回数について目標値を設定します。

①　障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

項　目	数　値	考え方
令和元年度の実施の有無	有	令和元年度の実施の有無
【目標値】実施の有無	有	令和５年度の実施の有無

②　地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言

項　目	数　値	考え方
令和元年度の指導・助言件数	４回	令和元年度の指導・助言件数
【目標値】指導・助言件数	10回	令和５年度の指導・助言件数

③　地域の相談支援事業者の人材育成の支援

項　目	数　値	考え方
令和元年度の支援件数	９回	令和元年度の支援件数
【目標値】支援件数	10回	令和５年度の支援件数

④　地域の相談機関との連携強化の取組の実施

項　目	数　値	考え方
令和元年度の実施回数	20回	令和元年度の実施回数
【目標値】実施回数	25回	令和５年度の実施回数

（６）障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

令和５年度末までに、都道府県や市町村においてサービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築します。

＜目標値＞

本市では、障がい福祉サービスの質の向上に向け、福島県が実施する障がい者福祉サービス等に係る研修への事業所職員及び市職員の参加を促進するとともに障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の構築等について地域自立支援協議会と連携し取り組みます。

①　都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加

項　目	数　値	考え方
令和元年度の参加人数	１人	令和元年度の参加人数
【目標値】参加人数	２人	令和５年度の参加人数

②　障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制

項　目	数　値	考え方
令和元年度の体制の有無	無	令和元年度の体制の有無
【目標値】体制の有無	有	令和５年度の体制の有無
令和元年度の実施回数	０回	令和元年度の実施回数
【目標値】実施回数	１回	令和５年度の実施回数

第３節　障がい福祉サービスの見込量

（１）自立支援給付

障害者総合支援法に基づき実施される障がい福祉サービスで、介護給付と訓練等給付に区分し、在宅で利用するサービスと施設を利用するサービスがあります。

自立支援給付のサービス事業量の実績

区分		単位	平成３０年度		令和元年度		令和２年度	
			計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績（10 月分）
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	1,213	1,234	1,292	1,203	1,372	1,199
		人分	91	101	97	108	103	123
日中活動系	生活介護	人日分	3,236	3,340	3,334	3,510	3,431	3,616
		人分	166	171	171	179	176	196
	自立訓練（機能訓練）	人日分	14	0	14	21	14	22
		人分	1	0	1	1	1	1
	自立訓練（生活訓練）	人日分	54	64	77	39	100	11
		人分	2	3	2	3	4	1
	就労移行支援	人日分	174	297	261	371	276	192
		人分	12	17	18	20	19	12
	就労継続支援（A 型）	人日分	242	245	260	206	295	224
		人分	14	13	15	10	17	11
	就労継続支援（B 型）	人日分	2,670	2,828	2,723	2,957	2,759	3,150
		人分	150	155	153	164	155	170
	就労定着支援	人分	7	2	8	3	8	5
	療養介護	人分	9	9	10	10	11	11
	短期入所（福祉型）	人日分	133	109	170	41	207	68
		人分	25	20	32	11	39	12
	短期入所（医療型）	人日分	26	26	31	16	36	16
		人分	5	3	6	3	7	2
	児童短期入所（福祉型）	人日分	19	14	22	2	22	1
		人分	5	5	6	1	6	1
	児童短期入所（医療型）	人日分	4	0	4	0	4	0
		人分	1	0	1	0	1	0
居住系	共同生活援助（GH）	人分	51	52	54	62	57	63
	施設入所支援	人分	82	86	80	84	79	88
	自立生活援助	人分	1	0	1	0	1	0
相談支援	計画相談支援	人分	163	1,233	170	1,498	177	1,500
	地域移行支援	人分	4	5	4	1	4	12
	地域定着支援	人分	1	12	1	11	1	12

（単位：各年度３月分。ただし令和２年度の実績は１０月分）
（相談支援実績の単位：各年度１年分。ただし令和２年度は見込み数）

自立支援給付のサービス事業量の見込み

区　　分		単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	1,599	1,802	2,030
		人数	139	156	176
日中活動系	生活介護	人日分	4,032	4,305	4,597
		人分	209	223	239
	自立訓練　（機能訓練）	人日分	21	21	21
		人分	1	1	1
	自立訓練　（生活訓練）	人日分	16	32	48
		人分	1	2	3
	就労移行支援	人日分	194	215	232
		人分	12	13	14
	就労継続支援　（A 型）	人日分	231	250	269
		人分	12	13	14
	就労継続支援　（B 型）	人日分	3,277	3,454	3,641
		人分	180	190	200
	就労定着支援	人分	5	6	7
	療養介護	人分	11	11	12
	短期入所（福祉型）	人日分	75	90	100
		人分	15	20	25
	短期入所（医療型）	人日分	28	28	28
		人分	4	4	4
	児童　短期入所（福祉型）	人日分	10	10	10
		人分	5	5	5
	児童　短期入所（医療型）	人日分	3	3	3
		人分	1	1	1
居住系	共同生活援助　（GH）	人分	75	87	102
	施設入所支援	人分	86	84	82
	自立生活援助	人分	0	0	0
相談支援	計画相談支援	人分	1,540	1,580	1,620
	地域移行支援	人分	12	12	12
	地域定着支援	人分	12	12	12

（単位：各年度３月分）
（相談支援の単位：各年度１年分）

※単位：人分は、１ヶ月の利用者数
※単位：人日分は、１ヶ月の利用者数が当該月に利用する延べ日数
※単位：時間分は、１ヶ月の利用者数が当該月に利用する延べ時間

①　訪問系介護給付５種目サービス

〔サービス内容〕

名　称	内　　容	主な対象者
居宅介護※20	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護等を行います。	障害支援区分１以上の方
重度訪問介護	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護等を総合的に行います。	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方（障害支援区分４以上）
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある方等の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方(同行援護アセスメント票、同行援護対象者に係る意見書により、基準を満たす者)
行動援護	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護等を行います。	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方（障害支援区分３以上）
重度障害者等包括支援	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供します。	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い方(障害支援区分６)のうち、次の方が対象となる。 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態の障がいのある方等で、かつ筋委縮性側索硬化症(ＡＬＳ)患者等、呼吸管理を行っている身体障がい又は最重度の知的障がいのある方等 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がいのある方等

〔事業量見込み〕

区　分	計画期間	実績（第５期）			計画（第６期）		
	年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度(10 月分)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	利用時間（時間/月）	1,234	1,203	1,199	1,599	1,802	2,030
	利用人数（人/月）	101	108	123	139	156	176

〔提供体制の確保策〕

長期入院者の在宅移行に伴う利用の伸びやニーズ調査の結果より、今後も人数、時間ともに増加が見込まれることから、関係機関と連携しサービスの拡充または新規事業所の参入を促進します。また、事業所の研修の機会を設け、ヘルパーの人員確保及び質の向上に努めます。

※20（Ｐ57）　資料　用語の解説参照

〔サービス内容〕

名　称	内　　容	主な対象者
生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。	常に介護を必要とする障がいのある方等のうち ①49 歳以下の場合は、障害支援区分３以上（施設入所は区分４以上） ②50 歳以上の場合は、障害支援区分２以上（施設入所は区分３以上）
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもと、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ＡＬＳ患者等、呼吸管理を行っており、障害支援区分６の方 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で障害支援区分５以上の方

〔事業量見込み〕

区　分	計画期間	実績（第５期）			計画（第６期）		
	年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（10 月分）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活介護	利用人日（人日/月）	3,340	3,510	3,616	4,032	4,305	4,597
	利用人数（人/月）	171	179	196	209	223	239
療養介護	利用人数（人/月）	9	10	11	11	11	12

〔提供体制の確保策〕

施設入所からの地域生活移行をはじめ、就労継続支援Ｂ型利用者の高齢化や身体機能の重度化が進んでいる状況、さらには身体障がい者の入浴希望が多い状況を踏まえ、機械浴のサービスが可能な事業所の参入及び提供体制の整備促進を図ります。

③　自立訓練※21

〔サービス内容〕

名　称	内　　容	主な対象者	利用期間
機能訓練	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図るうえで身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な方等 ②特別支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで身体機能の維持・回復等の支援が必要な方等	原則として１年６ヶ月以内

※21（P58）　資料　用語の解説参照

生活訓練	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図るうえで生活能力の維持・向上等の支援が必要な方等 ②特別支援学校卒業者や継続した通院により症状が安定している方等で、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等の支援が必要な方等	２年以内 （長期入所者、長期入院患者の場合は ３年以内）

〔事業量見込み〕

区　分	計画期間	実績（第５期）			計画（第６期）		
	年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度（10 月分）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自立訓練（機能訓練）	利用人日（人日/月）	0	21	22	21	21	21
	利用人数（人/月）	0	1	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	利用人日（人日/月）	64	39	11	16	32	48
	利用人数（人/月）	3	3	1	1	2	3

〔提供体制の確保策〕

ニーズ調査での利用希望者の意向を踏まえ、地域生活移行につなげるためのサービス利用を推進します。

④　就労訓練・福祉的就労サービス

〔サービス内容〕

名　称	内　　容	主な対象者
就労移行支援	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。 （利用期間２年以内）	①一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の方 ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又は、きゅう師免許を取得することにより就労を希望する方
就労継続支援（Ａ型）	【雇用型】 通所により雇用契約に基づく就労機会を提供するほか、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。	①就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった方 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが企業等の雇用に結びつかなかった方 ③就労経験のある方で、現在雇用関係がない方

就労継続支援（Ｂ型）	【非雇用型】 通所により就労や生産活動の機会を提供するほか、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。	①企業等や就労継続支援(Ａ型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ②50 歳に達している方または、障害基礎年金１級を受給している方 ③①及び②のいずれにも該当しない方であって就労移行支援事業者等によるアセスメントにより就労面にかかる課題等の把握が行われている方。
就労定着支援	一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方

〔事業量見込み〕

区　分	計画期間	実績（第５期）			計画（第６期）		
	年　度	平成30年度	令和元年度	令和２年度（10月分）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
就労移行支援	利用人日（人日/月）	297	371	192	194	215	232
	利用人数（人/月）	17	20	12	12	13	14
就労継続支援（Ａ型）	利用人日（人日/月）	245	206	224	231	250	269
	利用人数（人/月）	13	10	11	12	13	14
就労継続支援（Ｂ型）	利用人日（人日/月）	2,828	2957	3,150	3,277	3,454	3,641
	利用人数（人/月）	155	164	170	180	190	200
就労定着支援	利用人数（人/月）	2	3	5	5	6	7

〔提供体制の確保策〕

本市ではサービスの利用が増加傾向にあります。今後も入所施設や病院等からの地域移行による利用や特別支援学校卒業者の利用など、サービス需要は増加することが見込まれるため、事業者や県南障がい者就業・生活支援センター等と連携してサービス提供体制の整備拡充を促進するとともに、利用者の地域生活並びに工賃の向上に関する取組みを推進します。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、特に福祉施設から一般就労への移行が難しい状況となっていることから、関係町村と連携し「しらかわ就労チャレンジ応援団」等の活動を活発化させて、一般就労の促進を図ります。

⑤　短期入所

〔サービス内容〕

名　称	内　　容	主な対象者
短期入所	障がいのある方等の家族や介護者の疾病その他の理由により、障がいのある方を障がい者支援施設等に短期間入所させ、入浴、排せつ及び食事その他必要な支援を行います。	【福祉型】 障害支援区分が区分１以上である障がいのある方等 【医療型】 遷延性意識障がいのある方等、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がいのある方等

〔事業量見込み〕

○障がいのある方（１８歳以上）

区　分	計画期間	実績（第５期）			計画（第６期）		
	年　度	平成30年度	令和元年度	令和２年度（10月分）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
短期入所（福祉型）	利用人日（人日/月）	109	41	68	75	90	100
	利用人数（人/月）	20	11	12	15	20	25
短期入所（医療型）	利用人日（人日/月）	26	16	16	28	28	28
	利用人数（人/月）	3	3	2	4	4	4

○障がいのある子ども（１８歳未満）

区　分	計画期間	実績（第５期）			計画（第６期）		
	年　度	平成30年度	令和元年度	令和２年度（10月分）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
短期入所（福祉型）	利用人日（人日/月）	14	2	1	10	10	10
	利用人数（人/月）	5	1	1	5	5	5
短期入所（医療型）	利用人日（人日/月）	0	0	0	3	3	3
	利用人数（人/月）	0	0	0	1	1	1

〔提供体制の確保策〕

現在、大人も子どもも定期的にサービスを利用されています。介護者の高齢化に伴い、病気等の理由で一時的に介護ができない場合に利用する本サービスの需要は今後さらに増加することが見込まれており、介護者の負担軽減を図ることに加え、緊急時の受入れなどの「親亡き後」を見据えたサービス利用の増加も見込まれます。現在の実施事業所の提供体制では不足することも考えられるため、地域生活支援拠点等整備事業の活用など、事業所や関係機関との連携によりサービス提供量の拡大を推進します。

⑥　居住系サービス

〔サービス内容〕

名　称	内　　容	主な対象者
共同生活援助 （グループホーム）	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整等を行います。	障がいのある方（身体障がいのある方にあっては、６５歳未満の方又は６５歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限ります。）
施設入所支援	施設に入所する方に、主に夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他日常生活上の支援を行います。	①生活介護利用者のうち、障害支援区分４以上の方（50 歳以上の場合は区分３以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方。
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助等を受けていた方が居宅における自立した日常生活を営むうえでのさまざまな問題に対して、定期的な巡回訪問や必要な援助を行います。	入所施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行して１年以内の方又は、同居家族の死亡等により単身生活を開始した日から１年以内の方。

〔事業量見込み〕

区　分	計画期間	実績（第５期）			計画（第６期）		
	年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度 (10 月分)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
共同生活援助 （グループホーム）	利用人数 （人/月）	52	62	63	75	87	102
施設入所支援	利用人数 （人/月）	86	84	88	86	84	82

〔提供体制の確保策〕

現在市内では９カ所のグループホームが運営されており、障がいのある方の地域生活を支えています。現在あるグループホームが入所施設や病院等からの地域移行の受け皿となるよう、今後も関係機関と連携し更なるサービス提供の促進を図ります。また、現在、しらかわ地域では、車いすの方が利用できるグループホームがないこと、24 時間対応可能なグループホームが２カ所しかないこと等、利用したい方が限定されてしまうことから、障がいのある方のニーズに合わせたグループホームの新規設置を促進し、円滑な提供体制の確保に努めます。

施設入所支援については、地域生活移行を促進し施設利用者の削減を見込むとともに、施設利用者やサービスを必要とする方のニーズを踏まえながら、関係機関と連携したサービスの実施や地域との緊密な連携体制の確保に努めます。

自立生活援助については、施設入所やグループホームからの一人暮らしを希望する方の利用が見込まれるため、新たな事業者の参入を促進します。

⑦　相談支援

〔サービス内容〕

名　称	内　　容
計画相談支援	障がい福祉サービス又は地域移行支援・地域定着支援を利用する障がいのある方を対象に、サービスを利用するにあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス利用状況のモニタリング※22を行い、計画の見直し等を行います。
地域移行支援	施設入所又は精神科病院に入院している障がいのある方が、地域に移行するための住居の確保や活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	相談員が居宅で生活する障がいのある方との常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の相談支援を行います。

〔事業量見込み〕

区　分	計画期間	実績（第５期）			計画（第６期）		
	年　度	平成30年度	令和元年度	令和２年度(見込み)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画相談支援	利用人数（人/年）	1,233	1,498	1,500	1,540	1,580	1,620
地域移行支援	利用人数（人/年）	5	1	12	12	12	12
地域定着支援	利用人数（人/年）	12	11	12	12	12	12

（※相談支援　単位：各年度１年分）

〔提供体制の確保策〕

障がい福祉サービスの利用にあたっては、計画相談支援によるサービス等利用計画の作成が必要であることを踏まえ、サービス全体の利用者数を勘案して必要量を見込みます。また、地域の相談支援専門員が不足している状況から、地域自立支援協議会を通じて事業者や関係機関との連携を図り、相談支援専門員の段階的な増員及び質の高いサービス提供の確保に取り組みます。

※22（P60）　資料　用語の解説参照

（２）地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、国の実施要綱メニューから、地域の実情に応じて市町村が実施する事業で、必須事業と任意事業があります。

地域生活支援事業のサービス事業量の実績

区　分		単位	平成３０年度		令和元年度		令和２年度	
			計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績（見込み）
相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
	基幹相談支援センター（白河市・西郷村・泉崎村・中島村・矢吹町）	有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		人分	3	4	4	6	5	5
意思疎通支援事業		件	70	44	70	30	70	30
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	2	0	2	7	2	5
	自立生活支援用具	件	10	4	10	5	10	3
	在宅療養等支援用具	件	14	4	14	6	14	9
	情報・意思疎通支援用具	件	12	9	12	12	12	19
	排泄管理支援用具	件	1,250	1,302	1,259	1,233	1,268	1,462
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	4	3	5	2	6	0
手話奉仕員養成研修事業		人分	13	21	14	27	15	
移動支援事業		時間分	2,331	2,469	2,442	2,718	2,553	2,748
		人分	63	70	66	87	69	84
地域活動支援センター機能強化事業		人分	23	23	23	24	23	26
訪問入浴サービス事業		人分	3	3	3	2	3	2
日中一時支援事業		人分	50	60	50	70	50	43
自動車運転免許取得・改造費助成事業		人分	1	1	1	0	1	0
点字・声の広報等発行事業		人分	6	6	6	6	6	6
点字奉仕員養成研修事業		人分	5	5	5	0	5	8

（単位：各年度１年分。ただし令和２年度は見込み数）

地域生活支援事業のサービス事業量の見込み

区　　分		単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
			計画値	計画値	計画値
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	有	有	有
相談支援事業	障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3
	基幹相談支援センター（白河市・西郷村・泉崎村・中島村・矢吹町）	有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		人分	9	11	13
意思疎通支援事業		件	30	40	50
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	7	7	7
	自立生活支援用具	件	5	6	7
	在宅療養等支援用具	件	6	9	13
	情報・意思疎通支援用具	件	12	12	12
	排泄管理支援用具	件	1,294	1,358	1,425
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業		人分	25	30	40
移動支援事業		時間分	3,609	4,346	5,234
		人分	105	126	152
地域活動支援センター機能強化事業		人分	25	27	30
訪問入浴サービス事業		人分	2	2	2
日中一時支援事業		人分	64	72	81
巡回支援専門員整備事業		箇所	1	1	1
自動車運転免許取得・改造費助成事業		人分	1	1	1
点字・声の広報等発行事業		人分	6	6	6
点字奉仕員養成研修事業		人分	5	6	6

（単位：各年度１年分）

※単位：人分は、１年間の利用者数
※単位：人日分は、１年間の利用者数が当該年に利用する延べ日数
※単位：時間分は、１年間の利用者数が当該年に利用する延べ時間

【必須事業】

①　理解促進研修・啓発事業

〔サービス内容〕

障がいのある方等が日常生活や社会生活の中で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障がいのある方等に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行うものです。

〔事業量見込み〕

令和３年度から令和５年度は、各年度において実施を見込みます。

〔提供体制の確保策〕

実施に向けては、必要な情報をホームページや広報紙に適時掲載するとともに「障がい福祉ガイドブック」や「サービス利用の手引き」の定期的な更新・配付に努めます。

また、「ヘルプマーク・ヘルプカード」や「手話言語条例」などのチラシ・リーフレットを作成し公共施設や事業者・町内会等へ配付するほか、学校を通じた子どもたちへの啓発、小峰城ブルーライトアップの実施、障がいのある方等のニーズを勘案した必要な研修の実施など、効果的な広報啓発活動に努め事業の推進を図ります。

②　自発的活動支援事業

〔サービス内容〕

障がいのある方等やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援するものです。

〔事業量見込み〕

現在、具体的な事業化をしておりませんので、今後しらかわ地域において検討します。

〔提供体制の確保策〕

近年の自然災害やコロナ禍を通じて、自発的活動に対する意識の高まりが見られることから、実施に向けては地域自立支援協議会等と連携し、障がいのある方等やその家族のニーズを把握し、効果的な事業の推進を図ります。

③　相談支援事業

〔サービス内容〕

相談支援事業は、サービスを利用するすべての障がいのある方等を対象として障がい福祉サービスに関する情報提供、相談支援、サービス利用の援助や活用、権利擁護、虐待防止のための支援を行います。障がいのある方等一人ひとりが、より身近な地域でその人の状況にあった的確な情報提供や相談支援が受けられ、サービス提供の利用調整ができるように、相談支援体制の整備を図ります。

〔事業量見込み〕

令和５年度において相談支援事業を実施する事業所数を 3 カ所と計画します。

また、地域自立支援協議会及び基幹相談支援センター事業については、すでに実施しているところであり、さらに充実を図ります。

〔提供体制の確保策〕

障がいのある方等に関わる複雑・多様化する問題の解決に向けて、現在市が業務委託している３カ所の相談支援事業所との連携を深めるとともに、専門外の障がい分野にも携わることで事業所相互の連携を促進させ、すべての障がい特性に対応できるよう充実を図ります。

また、基幹相談支援センターには、社会福祉士、精神保健福祉士、主任相談支援専門員、相談支援専門員を配置し専門性の強化を図るほか、相談支援事業者の取りまとめや地域自立支援協議会の運営を通して地域の全体像を把握し、支援体制の充実を図ります。

さらに、地域自立支援協議会、各相談支援事業者等と連絡・調整を密にとりながら、迅速・的確な総合相談、困難ケースなどの専門相談に対応ができる、重層的かつ包括的な相談支援体制の整備・強化を推進します。

④　成年後見制度利用支援事業

〔サービス内容〕

判断能力が不十分な知的障がいのある方や精神障がいのある方で、成年後見制度の利用が必要であるが、裁判所への制度利用申立てを行う親族がいない方が対象となります。白河市成年後見制度利用支援事業要綱に基づき、障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする対象者の方の成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定手数料等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

〔事業量見込み〕

区　分	計画期間	実績（第５期）			計画（第６期）		
	年　度	平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込み）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
成年後見制度利用支援事業	利用人数（人/年）	4	6	5	9	11	13

〔提供体制の確保策〕

市が業務委託している相談支援事業所との連携を密にし、利用者のニーズに応じて十分な対応が図れるよう努めます。また、地域自立支援協議会と協働して制度の周知・啓発活動を行い、市民の理解を深め利用を促進します。

⑤　意思疎通支援事業

〔サービス内容〕

意思疎通支援事業は、聴覚、音声・言語機能その他の障がいのため、意思疎通に支障がある方に、手話奉仕員、要約筆記者等を派遣するサービスです。

〔事業量見込み〕

区　分	計画期間	実績（第５期）			計画（第６期）		
	年　度	平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込み）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
意思疎通支援事業	利用人数（件/年）	44	30	30	30	40	50

〔提供体制の確保策〕

聴覚や音声・言語機能に障がいのある方にとって、日常生活上の情報やコミュニケーションの支援は必要であることから、本市の「手話通訳者派遣事業」の制度周知を強化するとともに、利用実績等からニーズの把握に努め、事業の推進を図ります。

⑥　日常生活用具給付等事業

〔サービス内容〕

事業区分	内容例
介護訓練支援用具支援	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具支援	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障がい者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具支援	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具支援	点字器、人工喉頭、聴覚障がい者用情報受信装置等
排泄管理支援用具支援	ストーマ用装具、収尿器
住宅改修費支援	障がいのある方の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

〔事業量見込み〕

区　分	計画期間	実績（第５期）			計画（第６期）		
	年　度	平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込み）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護・訓練支援用具事業	利用件数（件/年）	0	7	5	7	7	7
自立生活支援用具事業	利用件数（件/年）	4	5	3	5	6	7
在宅療養等支援用具事業	利用件数（件/年）	4	6	9	6	9	13
情報・意思疎通支援用具事業	利用件数（件/年）	9	12	19	12	12	12
排泄管理支援用具事業	利用件数（件/年）	1,302	1,233	1,462	1,294	1,358	1,425
住宅改修費事業	利用件数（件/年）	3	2	0	2	2	2
計	利用件数（件/年）	1,322	1,265	1,498	1,326	1,394	1,466

〔提供体制の確保策〕

障がいのある方の日常生活上の困難解消のため、日常生活用具を給付します。

また、障がいのある方の高齢化に伴い、今後も利用者の増加が見込まれることから、給付実績等から利用者のニーズを分析し、必要に応じ対象範囲や対象品目を拡充するなど、障がいのある方一人ひとりの状況に応じた給付に努めます。

⑦　手話奉仕員養成研修事業

〔サービス内容〕

聴覚障がいのある方との意思疎通支援や交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を実施します。

〔事業量見込み〕

区　分	計画期間	実績（第５期）			計画（第６期）		
	年　度	平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込み）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数（人/年）	21	27		25	30	40

〔提供体制の確保〕

本市の手話言語条例や手話通訳者派遣事業と合わせ、手話への理解を深めるための広報活動を行い、情報伝達の支援者としての手話奉仕員の人材確保に努めます。

⑧　移動支援事業

〔サービス内容〕

障がいのある方等が日常生活で必要不可欠な外出や社会参加を行うため、外出時における移動を支援します。

タイプ	内　　容
個別支援型	個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援を行います。
グループ支援型	①複数の障がいのある方への同時支援を行います。 ②屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援を行います。
車両移送型	①福祉バス等車両の巡回による送迎を行います。 ②公共施設、駅、福祉センター等障がいのある方の利便を考慮した経路を定めて運行する他、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行をします。

〔事業量見込み〕

	計画期間	実績（第５期）			計画（第６期）		
	年　度	平成30年度	令和元年度	令和２年度(見込み)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用見込み時間	利用時間（時間/年）	2,469	2,718	2,748	3,609	4,346	5,234
実利用見込み者数	利用人数（人/年）	70	87	84	105	126	152

〔提供体制の確保策〕

利用実績や利用者ニーズを考慮し、制度の周知や利用者支援に努め、事業の推進を図ります。また、障がいのある方の高齢化や単身者の増加等により、今後も利用者数は伸びる見込みであることから、現行の実施事業所の提供体制を維持しつつ、サービスの拡充及び新たな事業所の参入を促進します。

さらに、福祉サービスの実態に見合った適切な単価の見直しを行うほか、利用者の社会参加を促進するため、対象者や利用目的の拡大を検討します。

⑨　地域活動支援センター機能強化事業

〔サービス内容〕

地域活動支援センターは、一般就労が難しい障がいのある方に、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられています。

〔事業量見込み〕

区　分	計画期間	実績（第５期）			計画（第６期）		
	年　度	平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込み）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域活動支援センター機能強化事業	利用人数（人/年）	23	24	26	25	27	30

〔提供体制の確保策〕

地域活動支援センターに対する多種多様なニーズに応えられるように、関係町村と連携し既存の事業所の適切な事業展開を促進しながら提供体制の確保に努めます。

【任意事業】

①　訪問入浴サービス事業

〔サービス内容〕

訪問入浴サービス事業は、在宅の重度の身体障がいのある方を対象に、居宅を訪問して入浴サービスを提供します。

〔事業量見込み〕

区　分	計画期間	実績（第５期）			計画（第６期）		
	年　度	平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込み）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
訪問入浴サービス事業	利用人数（人/年）	3	2	2	2	2	2

〔提供体制の確保策〕

利用者のニーズを把握するとともに、入浴体制の在り方について検討し、介護分野との連携も協議しながら事業の推進を図ります。

②　日中一時支援事業

〔サービス内容〕

日中一時支援事業は、在宅の障がいのある方等の日中（宿泊は伴わない。）における活動や見守りの場を提供することにより、障がいのある方等を日常的に介護している家族等の就労や一時的休息を図ることを目的とした事業です。

〔事業量見込み〕

区　分	計画期間	実績（第５期）			計画（第６期）		
	年　度	平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込み）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
日中一時支援事業	利用人数（人/年）	60	70	43	64	72	81

〔提供体制の確保策〕

障がいのある方等を日常的に介護している家族等の一時的休息を確保するために、現行の実施事業所の提供体制の確保並びに提供量の拡大を促進します。

③　巡回支援専門員整備事業

〔サービス内容〕

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がいのある子どもの保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等を行います。

〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の確保を行うとともに、市内の各関係機関との連携を促進します。

④　自動車運転免許取得・改造費助成事業

〔サービス内容〕

障がいのある方の就労等社会参加の促進を目的として、身体障害者手帳の交付を受けた下肢障がいのある方（体幹機能障がいにより歩行困難な者を含む。）又は聴覚障がいのある方を対象に、自動車運転免許を取得するための経費を助成します。

また、身体障害者手帳の交付を受けた上肢、下肢又は体幹機能障がいのある方であって、その障がい等級が１級又は２級の方を対象に、自動車を改造するための経費を助成します。

〔事業量見込み〕

区　分	計画期間	実績（第５期）			計画（第６期）		
	年　度	平成30年度	令和元年度	令和２年度(見込み)	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自動車運転免許取得・改造費助成事業	利用人数（人/年）	1	0	0	1	1	1

〔提供体制の確保策〕

障がいのある方の移動・行動の範囲を広げ、社会参加の促進を図るよう、制度の周知及びニーズの把握に努め、事業の推進を図ります。

⑤　点字・声の広報等発行事業

〔サービス内容〕

文字による情報入手が困難な障がいのある方等のために、点訳、音声訳その他わかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的又は必要に応じて適宜、障がいのある方等に提供します。

〔事業量見込み〕

区　分	計画期間	実績（第５期）			計画（第６期）		
	年　度	平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込み）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
点字・声の広報等発行事業	利用人数（人/年）	6	6	6	6	6	6

〔提供体制の確保策〕

今後も市の広報紙や周知すべき情報などを速やかにわかりやすい方法で提供できるように、点訳ボランティア及び録音ボランティアの確保・育成を図りながら、事業の推進を図ります。

⑥　点字奉仕員養成研修事業

〔サービス内容〕

点訳に必要な技術等を習得した点訳奉仕員の養成研修を実施します。

〔事業量見込み〕

区　分	計画期間	実績（第５期）			計画（第６期）		
	年　度	平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込み）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
点字奉仕養成研修事業	受講者数（人/年）	5	0	8	5	6	6

〔提供体制の確保策〕

養成講座を継続的に実施し、情報伝達の支援者としての点字奉仕員の人材確保に努めます。

第５章　第２期障がい児福祉計画

第１節　第１期障がい児福祉計画の分析・評価

第１期障がい児福祉計画は、令和２年度を目標年度として、国や福島県の基本方針に基づき、障がいのある子どもへの支援の提供体制の確保に関する成果目標を数値化した見込量として設定し、その達成を目指して各施策の実施に努めました。

（１）「児童発達支援センターの設置」

障がいのある子どもやその家族への相談支援、助言等、障害児通所支援の中核的施設として、しらかわ地域で１カ所整備されており、サービス提供体制を確保しています。

項　目	目　標	実　績	考え方
平成 29 年度末時点の整備数		１カ所	平成 29 年度末の整備カ所数
令和２年度末までの整備数	１カ所	１カ所	令和２年度末の整備カ所数 （実績数値：令和２年３月末日現在）

（２）「保育所等訪問支援の構築」

児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援を実施しており、サービス提供体制を確保しています。

項　目	目　標	実　績	考え方
平成 29 年度末時点の整備数		１カ所	平成 29 年度末の整備カ所数
令和２年度末までの整備数	１カ所	１カ所	令和２年度末の整備カ所数 （実績数値：令和２年３月末日現在）

（３）「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保」

重症心身障がい児を支援する事業所がしらかわ地域で２カ所整備されており、サービス提供体制を確保しています。

項　目	目　標	実　績	考え方
平成 29 年度末時点の整備数		２カ所	平成 29 年度末の整備カ所数
令和２年度末までの整備数	１カ所	２カ所	令和２年度末の整備カ所数 （実績数値：令和２年３月末日現在）

（４）「医療（的）ケアを必要とする方が適切な支援を受けられる協議の場の設置」

医療的ケア児支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る協議の場として平成３０年度から「医療（的）ケア児地域支援会議」を定期的に開催しています。

項　目	数　値	考え方
平成 29 年度末時点の協議の場の数	０カ所	平成 29 年度末の協議の場の数
平成３０年度末までの協議の場の数	１カ所	平成３０年度末の協議の場の数

第２節　第２期障がい児福祉計画の目標値

第２期障がい児福祉計画は、令和５年度を目標年度として、国や福島県の基本方針としらかわ地域での実態に基づき、障がいのある子どもへの支援の提供体制の確保に関する成果目標を数値化した見込量として設定します。

＜障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援＞

① 障がいのある子どもへの支援を行うにあたっては、本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育ちを支援します。

② 障がいのある子ども及びその保護者に対し、障がいの疑いの段階から身近な地域で支援できるようにします。

③ 障がいのある子どもが地域の中で自分らしく生活していくことができるよう地域自立支援協議会等において検証し、あんしんサポートブックを活用するなど、ライフステージに沿って関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の更なる充実を図ります。

④ 障がいのある子どもが地域の保育、教育等の支援を利用し、障がいの有無にかかわらず共に成長できるよう障がい児支援を通じて、地域社会への参加や包容（インクルージョン）※23を推進します。

⑤ 障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援及び障がい児相談支援の充実を図ります。

＜障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的な考え方＞

保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図った上で、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の更なる充実を図ります。

（１）「児童発達支援センターの設置」

【国の基本指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和５年度末までに「児童発達支援センター」を各市町村に少なくとも１カ所以

※23（P57）　資料　用語の解説参照

上設置することを基本とします。（市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置も可能である。）

＜目標値＞

本市では、しらかわ地域で「児童発達支援センター」を１カ所整備しており、令和５年度末においても、サービスの提供体制を維持します。

項　目	数　値	考え方
令和２年度末時点の整備数	１カ所	令和２年度末の整備カ所数
令和５年度末までの整備数	１カ所	令和５年度末の整備カ所数

（２）「保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築」

【国の基本指針】

地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和５年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。

＜目標値＞

本市では、しらかわ地域で１ヵ所設置した児童発達支援センターにおいて「保育所等訪問支援」を実施しており、令和５年度末においてもサービスの提供体制を維持します。

項　目	数　値	考え方
令和２年度末時点の整備数	１カ所	令和２年度末の整備カ所数
令和５年度末までの整備数	１カ所	令和５年度末の整備カ所数

（３）「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも１カ所確保」

【国の基本指針】

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和５年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも１カ所確保することを基本とします。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えありません。

＜目標値＞

本市では、しらかわ地域で重症心身障がい児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」を各２ヵ所整備しており、令和５年度末においてもサービスの提供体制を維持します。

①　重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所

項　目	数　値	考え方
令和２年度末時点の整備数	２カ所	令和２年度末の整備カ所数
令和５年度末までの整備数	２カ所	令和５年度末の整備カ所数

②　重症心身障がい児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所

項　目	数　値	考え方
令和２年度末時点の整備数	２カ所	令和２年度末の整備カ所数
令和５年度末までの整備数	２カ所	令和５年度末の整備カ所数

（4）「重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について」

【国の基本指針】

医療的ケア児が適切な支援が受けられるように、令和５年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えありません。

＜目標値＞

本市では、しらかわ地域で医療的ケア児が適切な支援が受けられるように、関係機関の協議の場となる「医療（的）ケア児地域支援会議」を設置しており、令和５年度末においても会議を定期的に開催します。また、医療的ケア児等に関する「コーディネーター」を令和５年度末までに２名配置します。

①　関係機関の協議の場の設置

項　目	数　値	考え方
令和２年度末時点の整備数	１カ所	令和２年度末の整備カ所数
令和５年度末までの整備数	１カ所	令和５年度末の整備カ所数

②　コーディネーターの配置

項　目	数　値	考え方
令和２年度末時点の配置数	０人	令和２年度末の配置数
令和５年度末までの整備数	２人	令和５年度末の配置数

第３節　障がい児通所支援等の見込量

障がい児通所支援費等のサービス事業量の実績

区　分	単位	平成３０年度		令和元年度		令和２年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績（10 月分）
児童発達支援	人日分	869	910	901	1,009	943	1,051
	人分	82	77	85	85	89	85
放課後等デイサービス	人日分	873	1,104	1,027	1,233	1,192	1,540
	人分	74	84	87	98	101	98
保育所等訪問支援	人日分	11	0	11	0	11	0
	人分	11	0	11	0	11	0
障がい児相談支援	人分	47	67	51	76	56	42
医療型児童発達支援	人日分	11	0	11	0	11	0
	人分	11	0	11	0	11	0

（単位：各年度３月分。ただし令和２年度の実績は 10 月分）

障がい児通所支援費等のサービス事業量の見込み

区　分	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
		計画値	計画値	計画値
児童発達支援	人日分	1,005	1,042	1,081
	人分	88	91	95
放課後等デイサービス	人日分	1,598	2,014	2,540
	人分	126	159	202
保育所等訪問支援	人日分	0	0	0
	人分	0	0	0
障がい児相談支援	人分	102	138	185
医療型児童発達支援	人日分	7	7	7
	人分	1	1	1

（単位：各年度３月分）
（相談支援の単位：各年度１年分）

※単位：人分は、１ヶ月の利用者数
※単位：人日分は、１ヶ月の利用者数が当該月に利用する延べ日数
※単位：時間分は、１ヶ月の利用者数が当該月に利用する延べ時間

（１）障がい児通所支援

〔サービス内容〕

名　称	内　容
児童発達支援	療育指導が必要と判断された障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応できるよう、障がいのある子どもの身体及び精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある子どもに対して、授業の終了後又は学校の休業日において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある子どもに対して、障がいのある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

〔事業量見込み〕

区　　分	計画期間	実績（第１期）			計画（第２期）		
	年　度	平成30年度	令和元年度	令和２年度（10月分）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童発達支援	利用人日（人日/月）	910	1,009	1,051	1,005	1,042	1,081
	利用人数（人/月）	77	85	85	88	91	95
放課後等デイサービス	利用人日（人日/月）	1,104	1,233	1,540	1,598	2,014	2,540
	利用人数（人/月）	84	98	98	126	159	202

〔提供体制の確保策〕

今後もサービスの支給量は増加することが見込まれます。障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じたサービスを身近な地域で提供できるように、市中心地及び周辺地域（東、表郷・関辺地域）に放課後等デイサービス事業所の設置を促進します。また、市中心地及び周辺地域に児童発達支援事業所の設置を促進し、医療的ケア児にも対応した提供体制の充実を推進していきます。

また、サービを提供する事業所が増える中、支援の一定の質の担保が求められていることから、「地域自立支援協議会教育・こども支援部会」を通じた事業所間の繋がりを強化し、地域の支援力を高めていきます。

（２）障がい児相談支援

〔サービス内容〕

名　称	内　容
障がい児相談支援	障がい児通所支援、障がい福祉サービスを利用する障がいのある子どもを対象に、サービスを利用するにあたって必要となる障がい児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス利用状況のモニタリングを行い、計画の見直し等を行います。

〔事業量見込み〕

区　分	計画期間	実績（第１期）			計画（第２期）		
	年　度	平成30年度	令和元年度	令和２年度（10月分）	令和３年度	令和４年度	令和５年度
障がい児相談支援	利用人数（人/月）	67	76	42	102	138	185

（相談支援の計画単位：年度１年分）

〔提供体制の確保策〕

障がい児通所支援の利用にあたっては、障がい児相談支援による障がい児支援利用計画の作成が必要であることから、サービス利用者数の増加を勘案して必要量を見込みます。また、児童期（障がい児相談支援 18 歳未満）から成人期（18 歳以上）へ円滑なサービスの移行が行われるよう、地域自立支援協議会を通じて事業者や関係機関と連携を図ります。

第６章　計画の推進

第１節　計画の推進体制

本市では、適切なサービスの提供をするために相談支援専門員との情報を共有し地域のニーズ把握に努め、必要な情報を地域自立支援協議会を通じて各事業所に提供します。

また、地域自立支援協議会において広域的な取り組みを進めるため、関係町村との緊密な連携を図っていきます。

本計画は、地域自立支援協議会専門部会で協議された事項を積極的に進め、障がいのある方等が、地域とともに共生した生活が営まれるよう取り組みます。

第２節　計画の達成状況の点検及び評価

（１）計画の評価と管理

地域自立支援協議会においてＰＤＣＡサイクルの手法を活用し、計画全体のマネジメントを行い、点検、評価、地域課題の共有を行います。

ＰＤＣＡサイクルのプロセス

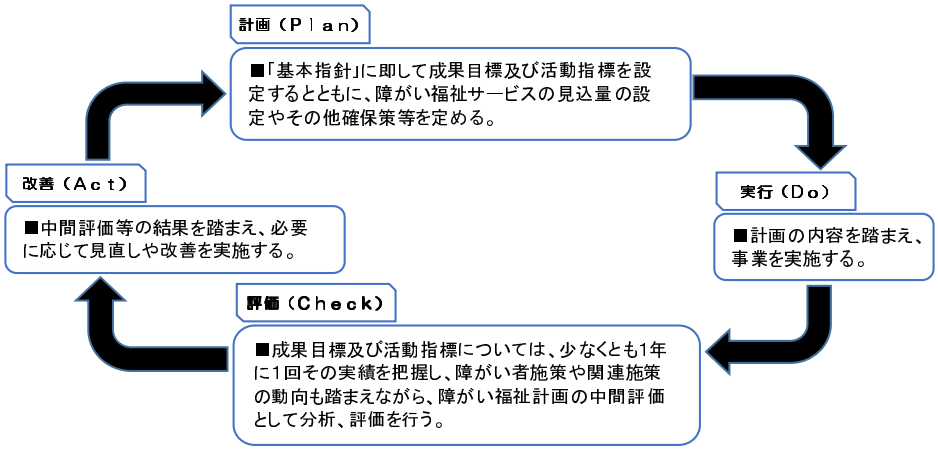

（２）モニタリングの実施体制

本計画のモニタリングを地域自立支援協議会で毎年実施し、地域における課題と改善の方向性について協議、検討を行います。

また、障がいのある方等に必要な支援を提供するため、見えてきた地域課題を抽出・分析し関係機関と情報を共有しながら、今後の対策や取り組みの方向性等の協議を行います。

資料

過去５年間の各サービスの利用実績、事業費等

本市の障がい福祉サービス（自立支援給付）の推移

（単位： 人、件、千円）

事業内容			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	対比（H27比）
障がい福祉サービス費等	居宅介護等（※）	人数	108	116	137	158	172	64
		延べ件数	962	1,041	1,190	1,646	1,435	473
		事業費	32,905	37,017	46,036	54,074	54,524	21,619
	療養介護	人数	8	8	8	9	10	2
		延べ件数	80	97	104	114	119	39
		事業費	19,655	23,223	25,156	28,263	29,916	10,261
	生活介護	人数	156	169	175	184	189	33
		延べ件数	1,941	2,021	2,090	2,580	2,341	400
		事業費	327,065	343,982	374,538	386,285	411,539	84,474
	短期入所	人数	92	99	102	112	104	12
		延べ件数	202	288	299	499	334	132
		事業費	12,857	19,787	15,623	19,725	21,053	8,196
	施設入所支援	人数	81	83	83	89	87	6
		延べ件数	953	971	971	997	1,037	84
		事業費	98,868	100,526	108,790	99,840	118,588	19,720
	共同生活援助	人数	51	47	54	55	67	16
		延べ件数	576	562	561	655	660	84
		事業費	67,954	68,411	66,564	71,447	84,610	16,656
	自立訓練	人数	4	3	5	4	6	2
		延べ件数	35	27	34	25	76	41
		事業費	4,062	3,326	4,436	2,777	8,815	4,753
	就労移行支援	人数	15	15	14	20	23	8
		延べ件数	161	178	146	194	224	63
		事業費	28,048	29,541	23,646	28,961	35,301	7,253
	就労継続支援（A型・B型）	人数	172	166	183	189	202	30
		延べ件数	1,759	1,621	1,915	2,334	2,062	303
		事業費	230,653	223,357	251,151	262,333	264,659	34,006
	就労定着支援（H30.4～開始）	人数	0	0	0	2	4	4
		延べ件数					31	31
		事業費					655	655
	やむを得ない事由による措置費	人数	0	0	0	0	2	2
		延べ件数	0	0	0	0	6	6
		事業費	0	0	0	0	1,797	1,797
相談支援給付費		人数	398	421	454	480	510	112
		延べ件数	965	1,051	1,113	1,233	1,501	536
		事業費	14,315	15,314	17,091	19,099	23,182	8,867
合計		人数	1,085	1,127	1,215	1,302	1,376	291
		延べ件数	7,634	7,857	8,423	10,277	9,826	2,192
		事業費	836,382	864,484	933,031	972,804	1,054,639	218,257

※「居宅介護等」は、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護の合計値。

※「人数」は、各年度の３月末時点のサービス支給決定者数。

本市の障がい児福祉サービス（障害児通所給付等）の推移

（単位： 人、件、千円）

事業内容			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	対比（H27比）
障害児通所給付	児童発達支援	人数	81	85	76	81	90	9
		延べ件数	755	861	852	841	900	145
		事業費	61,373	76,735	89,899	115,365	137,133	75,760
	放課後等デイサービス	人数	61	64	86	103	113	52
		延べ件数	580	622	861	971	1162	582
		事業費	37,055	44,496	85,145	111,934	142,262	105,207
	保育所等訪問	人数	13	14	17	15	13	0
		延べ件数	16	23	52	29	23	7
		事業費	142	224	504	300	236	94
障害児相談支援		人数	146	152	167	188	208	62
		延べ件数	315	400	404	483	547	232
		事業費	4,920	5,804	6,023	7,658	9,692	4,772
合　　計		人数	301	315	346	387	424	123
		延べ件数	1,666	1,906	2,169	2,324	2,632	966
		事業費	103,490	127,259	181,571	235,257	289,323	185,833

※人数は、各年度の３月末時点のサービス支給決定者数。

過去３年間の地域生活支援事業の利用実績、事業費等

本市の地域生活支援事業の推移

（単位： 人、件、千円）

事業内容			平成29年度	平成30年度	令和元年度	対比（H29比）
相談支援事業		箇所	4	4	4	0
		事業費	14,411	14,884	16,051	1,640
成年後見制度利用支援事業		件	6	4	6	0
		事業費	603	1,064	1,490	887
意思疎通支援事業		回	39	44	29	△ 10
		事業費	227	273	159	△ 68
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	7	0	7	0
		事業費	661	0	889	228
	自立生活支援用具	件	3	4	5	2
		事業費	167	29	178	11
	在宅療養等支援用具	件	12	4	6	△ 6
		事業費	356	154	231	△ 125
	情報・意思疎通支援用具	件	15	9	12	△ 3
		事業費	1,187	615	694	△ 493
	排泄管理支援用具	件	1,365	1,302	1,233	△ 132
		事業費	12,200	11,602	10,890	△ 1,310
	居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件	5	3	2	△ 3
		事業費	778	571	267	△ 511
手話奉仕員養成研修事業		人数	12	21	27	15
		事業費	226	218	205	△ 21
移動支援事業		人数	62	70	87	25
		時間	2,512	2,469	2,718	206
		事業費	7,292	7,843	8,546	1,254
地域活動支援センター機能強化事業		人数	22	23	24	2
		事業費	2,179	2,400	2,298	119
訪問入浴サービス事業		人数	3	3	2	△ 1
		事業費	2,568	2,595	1,755	△ 813
日中一時支援事業		人数	54	60	70	16
		日数	2,100	2,707	2,415	315
		事業費	7,598	9,862	8,395	797
自動車運転免許取得・改造費補助事業		人数	0	1	0	0
		事業費	0	100	0	0
点字・声の広報等発行事業		人数	6	6	6	0
		事業費	503	492	496	△ 7
点字・奉仕員養成研修事業		人数	4	5	0	△ 4
		事業費	60	60	0	△ 60
		事業費	51,016	52,762	52,544	1,528

しらかわ地域の自立支援給付サービス事業量の実績と見込数

区　分	単位	白河市				西郷村				泉崎村				中島村				矢吹町				しらかわ地域			
		令和元年度実績	令和2年度事業所数	令和5年度 見込	令和5年度 事業所見込数	令和元年度実績	令和2年度事業所数	令和5年度 見込	令和5年度 事業所見込数	令和元年度実績	令和2年度事業所数	令和5年度 見込	令和5年度 事業所見込数	令和元年度実績	令和2年度事業所数	令和5年度 見込	令和5年度 事業所見込数	令和元年度実績	令和2年度事業所数	令和5年度 見込	令和5年度 事業所見込数	令和元年度(実績)令和5年度(見込)の増減		令和2年度事業所数	令和5年度事業所見込数
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	1,203	7	2,030	8	295	5	495	5	55	2	60	2	29	1	52	1	322	3	393	4	1,126	時間分	18	20
	人分	108		176		11		18		6		8		6		7		23		27		82	人分		
生活介護	人日分	3,510	7	4,597	8	781	2	1,045	2	517	1	560	1	373	1	447	1	744	1	907	1	1,631	人日分	12	13
	人分	179		239		37		51		26		27		18		21		38		47		87	人分		
自立訓練（機能訓練）	人日分	21	0	21	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	人日分	1	1
	人分	1		1		0		0		0		0		0		0		0		1		1	人分		
自立訓練（生活訓練）	人日分	39	0	48	0	32	0	64	0	0	0	0	0	0	0	4	0	32	1	78	1	91	人日分	1	1
	人分	3		3		2		4		0		0		0		1		3		5		5	人分		
就労移行支援	人日分	371	0	232	0	61	0	97	0	18	1	67	1	17	0	17	0	55	0	95	0	-14	人日分	1	1
	人分	20		14		4		5		2		5		1		1		3		5		0	人分		
就労継続支援（A型）	人日分	206	0	269	0	128	1	178	1	60	1	63	1	0	0	23	0	217	1	210	1	132	人日分	3	3
	人分	10		14		7		9		3		3		0		1		10		10		7	人分		
就労継続支援（B型）	人日分	2,957	6	3,641	6	810	1	1,094	2	236	1	325	1	233	0	320	0	890	4	1,180	4	1,434	人日分	12	13
	人分	164		200		44		52		12		16		11		16		46		57		64	人分		
就労定着支援	人分	3	0	7	0	0	0	5	0	0	1	2	1	1	0	2	0	0	0	3	0	15	人分	1	1
療養介護	人分	10	0	12	0	4	0	6	0	0	0	0	0	1	0	1	0	4	0	4	0	4	人分	0	0
短期入所(福祉型)	人日分	41	0	100	0	23	7	30	7	19	0	10	0	2	0	4	0	25	1	35	1	69	人日分	8	8
	人分	11		25		4		6		3		2		1		2		3		5		18	人分		
短期入所(医療型)	人日分	16	0	28	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	19	人日分	1	1
	人分	3		4		0		0		0		0		0		0		0		1		2	人分		
児童 短期入所(福祉型)	人日分	2	0	10	0	3	3	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	16	人日分	3	3
	人分	1		5		1		2		0		0		0		0		0		2		7	人分		
児童 短期入所(医療型)	人日分	0	0	3	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	人日分	1	1
	人分	0		1		0		0		0		0		0		0		0		0		1	人分		
共同生活援助（GH）	人分	62	9	102	12	14	3	22	5	5	2	7	2	3	0	5	1	32	16	38	16	58	人分	30	36
施設入所支援	人分	84	0	82	0	23	6	22	6	13	0	12	0	9	0	8	0	16	1	13	1	-8	人分	7	7
自立生活援助	人分	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-1	人分	0	0
計画相談支援(年間)	人分	1,498	3	1,620	3	122	4	152	4	56	1	61	1		0	53	0	148	1	180	2	242	人分	9	10
地域移行支援(年間)	人分	0	0	12	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	12	人分	2	2
地域定着支援(年間)	人分	0	0	12	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	9	1	7	1	11	人分	1	1
児童発達支援	人日分	1,009	3	1,081	4	434	7	661	7	31	1	61	1	11	0	70	0	105	1	159	2	442	人日分	12	14
	人分	89		95		31		49		3		6		2		10		13		15		37	人分		
放課後等デイサービス	人日分	1,233	6	2,540	9	447	5	715	6	40	1	172	2	16	0	70	1	172	2	423	3	2,012	人日分	14	21
	人分	98		202		35		55		5		16		1		7		16		31		156	人分		
保育所等訪問支援	人日分	0	0	0	0	10	1	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	人日分	1	1
	人分	0		0		1		1		0		0		0		0		0		0		0	人分		
障がい児相談支援	人分	76	2	185	2	26	2	20	2	2	0	14	0	2	0	6	0	4	0	16	1	131	人分	4	5

※■ 令和５年度までに事業所数の増加が見込まれるサービス
※白河市の障がい児相談支援（令和５年度）は年間

用語の解説

【あ行】

インクルージョン　・・・　※23

インクルージョンという言葉は，本来「包含，包み込む」ことを意味します。このような意味を持つインクルージョンは、教育及び福祉の領域においては、「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられています。わが国のこれまでの障がい児教育の体系は、障がいのある子どもは障がい児学級、養護学校、盲学校、聾（ろう）学校で学び、いわゆる障がいを持たない子どもたちとは異なる教育の場が用意されました。このことから障がいを持つ子どもと持たない子どもが分離されてしまうことにより、差別や偏見が助長され、障がいの理解が進まないという考えに基づき、障がいのある子どもと障がいのない子どもとの統合教育（インテグレーション）の必要性が唱えられました。インクルージョンは、地域社会はさまざまな人によって構成されていることが自然であり、そこで、それぞれがその人らしい暮らしを築いてくことを実現していく社会の在り方を示しています。

【か行】

介護　・・・　※20

障がいのある方の生活支援をすることです。または、高齢者・病人などを介抱し世話をすることです。

ＱＯＬ　・・・　※9

「Quality of Life＝生活の質」を意味します。障がいのある方にとっての生活の質とは、日常生活や社会生活のあり方を自らの意思で決定し、生活の目標や生活様式を選択できることであり、本人が身体的、精神的、社会的、文化的に満足できる豊かな生活を営めることを意味します。

（厚生労働省　身体障害者ケアガイドラインより）

基幹相談支援センター　・・・　※19

障がいのある方が自立した生活を営むことができるよう、相談支援を始めとして、必要な情報の提供や助言、さらには福祉サービスの利用支援等を行います。また、地域の関係機関との緊密な連携のもと、障がいのある方への虐待に係る通報や相談等、地域の相談支援の中核的な役割を担います。

虐待防止法、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

・・・※3

この法律は、障がいのある方の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がいのある方を現に養護する人（養護者）に対して支援措置を講じることなどを定めたものです。

訓練　・・・　※21

適当な身体運動的、知的、社会的技能を獲得させるためにプログラム化した活動で、教示、試行、点検などの操作が含まれます。あることについて教え、それがうまくできるように技術的・身体的練習を継続的に行わせることです。

権利擁護　・・・　※7

自分のことを自分で決める（自己決定）、人生を主体的に生きる（自己実現）という権利を自ら要求、主張が表現できないために、社会的・法的な不利益を被っている人、苦境に置かれている人々を弁護し、代弁することです。

【さ行】

支援　・・・　※2

他人を支えたすけることです。

障害者基本法　・・・　※1

この法律は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのつとり、障がいの有無によつて分け隔てられることなく、障がいのある方の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定め、自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

障がい者虐待防止センター・・・※15

「障害者虐待防止法」に定められており、虐待を発見した人の通報や虐待を受けた本人からの届け出の受付窓口となります。また、障がいのある方及び養護者への相談、指導及び助言、関係機関との連携及び障がい者虐待の防止等に関する広報及び啓発を行います。

障害者権利条約・・・※5

障がいのある方等の人権や基本的自由の享有を確保し、障がいのある方等の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいのある方等の権利の実現のための措置等について定めた条約です。市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障など、様々な分野における取組みを締約国に対して求めています。

障害者差別解消法・・・※4

全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とし、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な

事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律です。

障がい者就業・生活支援センター　・・・　※17

就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方や家族の方が抱える不安や困っていることに応じて、雇用及び福祉の関係機関との協力のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を実施します。

情報アクセシビリティ・・・※14

情報通信機器、ソフトウェア、及びこれらによって実現されるサービスを支障なく操作又は利用できる機能を備えることにより、障がいのある方や高齢者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにすることです。

成年後見制度　・・・　※16

判断能力が不十分な方々が不利益を被らないように、法律面や生活面で保護したり支援したりする制度です。

【た行】

地域自立支援協議会　・・・　※6

市町村単位や市町村共同で設置され、様々な関係機関、福祉分野はもちろんのこと、医療・保健・教育・就労、等々が、相互に連携を取りながら、共通の目的である障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを目指して、情報を共有して、具体的に協働することで、地域の支援体制のレベルアップを図っていく仕組みです。

【な行】

ニーズ　・・・　※8

ニーズとは福祉保健サービス等の必要性を量質ともに示す概念であり、この指針では、障がいのある方及びその家族が日々の生活の中で「困っていること」、「望んでいること」をニーズととらえています。

【は行】

バリアフリー　・・・　※12

「バリアフリー」とは、もともとは建築用語で「バリア（障壁）」を「フリー（のぞく）つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味します。建物内の段差など、物理的な障壁の除去と言う意味合いから、最近では社会的、制度的、心理的な障壁を取り除く考えで、より広い意味で用いられてきています。

福祉施設　・・・　※18

お年寄り、子どもや障がいのある方々に福祉サービスを提供する施設であり、これらの方々が自立してその能力を発揮できるよう、必要な日常生活の支援、技術の指導などを行うことを目的としています。本計画では、主に障がい者支援施設、就労継続支援Ａ、Ｂ型事業所、障がい児入所施設、児童発達支援センター等の障がいのある方が利用している施設を指します。

【ま行】

モニタリング　・・・　※22

サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握を行うことです。

【や行】

ユニバーサルデザイン　・・・　※13

ユニバーサルとは日本語で普遍的な、全体の、という意味で、ユニバーサルデザインとは高齢者や障がいのある方のみならず、性別や年齢、国籍などを問わず、全ての人が使いやすい形状、ということです。対象範囲がバリアフリーよりも広いことから、ユニバーサルデザインとは、バリアフリーの考え方を、さらに発展させたものといえます。

【ら行】

リハビリテーション　・・・　※11

１９８２年の国連・障がいのある方に関する世界行動計画において、「リハビリテーションとは、身体的、精神的、かつまた社会的に最も適した機能水準の達成を可能とすることによって、各個人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことをめざし、かつ、時間を限定したプロセスである。」と定義されています。

ライフステージ　・・・　※10

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられます。

障がい福祉サービス事業所等一覧

（令和２年10月現在）

主たる対象者の区分についての表記は下記のとおりです。
身体障がい者＝身　知的障がい者＝知　障がい児＝児　精神障がい者＝精
難病等対象者＝難　主たる対象者を特定していない場合＝特定なし

１　指定地域相談支援事業所・指定計画相談支援事業所
　事業所数　12事業所
（内訳）白河市－３事業所　　西白河郡－６事業所　　東白川郡－３事業所

番号	施設等名称	計画相談	地域移行	地域定着	対象者	住　所	電　話
1	相談支援事業所 オープンハウス白河	○			（計画） 身 知 精	白河市中町18－1	0248-21-5578
2	相談支援センターしらかわ	○			（計画） 特定なし	白河市和尚壇山2－9	0248-23-3059
3	相談支援事業所　すぎやま	○			（計画） 特定なし	白河市豊年25－7	090-2605-1489
4	福島県西白河地域 相談センターこひつじ	○			（計画） 特定なし	西白河郡西郷村 小田倉字上上野原 １５６－１	0248-25-2055
5	相談支援事業 甲子の里希望の家	○			（計画） 特定なし	西白河郡西郷村 小田倉字上川向 ９７	0248-25-4886
6	地域生活支援センター けんなん	○	○		（計画） 特定なし （地域） 特定なし	西白河郡西郷村 小田倉字上野原5－3	0248-25-3020
7	あるく	○			（計画） 特定なし	西白河郡西郷村大 字米字上畑２０	0248-21-6055
8	生活支援センターこころん	○	○	○	（計画） 特定なし （地域） 身 知 精	西白河郡泉崎村 泉崎字下根岸９	0248-54-1115
9	相談支援センターやぶき	○	○	○	（計画） 特定なし （地域） 身 知 精	西白河郡矢吹町 善郷内１４－１	0248-42-3077
10	相談支援事業所 あした天気になあれ	○			（計画） 特定なし	東白川郡棚倉町 関口字笹平５－１	0247-57-6744
11	矢祭町地域 包括支援センター	○			（計画） 身 知	東白川郡矢祭町 東舘字蔵屋敷122	0247-46-3770
12	福島県東白川地域 相談センターはなわ	○	○	○	（計画） 特定なし （地域） 特定なし	東白川郡塙町 西河内字野土平７	0247-43-3891

２　指定障がい福祉サービス事業所

（１）居宅介護

事業所数　21 事業所

（内訳）白河市－７事業所　　西白河郡－１０事業所　　東白川郡－４事業所

番号	施設等名	対象者	住　　所	電　　話
1	ワンランドケア白河	特定なし	白河市昭和町２７３－１	0248-23-0028
2	ひもろぎケアサービス	身　精	白河市関辺川前８８	0248-31-8844
3	白河市社会福祉協議会 障害者居宅介護事業所	特定なし	白河市北中川原３１３	0248-22-1159
4	地域生活サポートセンターきらり	特定なし	白河市久田野前田５２－１	0248-21-1331
5	SOMPOケア白河訪問介護	特定なし	白河市会津町３８－２ ハイツイーグル１０１	0248-31-2311
6	ひよりホームヘルパーステーション	特定なし	白河市新白河１－１０４丸昌ビル２Ｆ	0248-21-5707
7	サクラケアラー　しらかわ	身	白河市飯沢山５１－４	0248-21-0077
8	ワンランドケア西郷	特定なし	西白河郡西郷村小田倉字大平1－181	0248-48-0677
9	社会福祉法人西郷村 社会福祉協議会指定居宅介護事業所	身	西白河郡西郷村小田倉字上川向７６－１	0248-48-0190
10	ヘルパーステーションつくしんぼ	特定なし	西白河郡西郷村小田倉字稗返1－489	0248-25-2941
11	甲子の里希望の家逢和会	身　知 精　児	西白河郡西郷村小田倉字上川向９７	0248-25-4889
12	あったかヘルパーステーション	特定なし	西白河郡西郷村下前田西５０	0248-23-1010
13	こころんヘルパーステーション	特定なし	西白河郡泉崎村泉崎字下根岸９	0248-54-1115
14	泉﨑村社会福祉協議会 障害福祉サービス事業所	特定なし	西白河郡泉﨑村泉崎字山ヶ入１０１	0248-54-1555
15	中島村社会福祉協議会 障害者居宅介護事業所	身 知 児	西白河郡中島村滑津字二ツ山６５－３	0248-52-3400
16	矢吹町居宅介護事業所	特定なし	西白河郡矢吹町一本木 100－1	0248-44-5210
17	ニチイケアセンター矢吹	特定なし	西白河郡矢吹町大池４３１番地１３メゾン大池Ⅰ棟１階Ｂ号室	0248-91-2121
18	棚倉町社会福祉協議会基準該当居宅支援事業所	身 知 精 児（基準該当）	東白川郡棚倉町棚倉字中居野６８－１	0247-23-1525
19	社会福祉法人矢祭町社会福祉協議会	特定なし	東白川郡矢祭町小田川字春田１６－１	0247-34-1122
20	社会福祉法人塙町社会福祉協議会 自立支援介護事業所	特定なし	東白川郡塙町塙字材木町３２	0247-43-2154
21	鮫川村介護事業所「ひだまり荘」	身　知 精　児	東白川郡鮫川村赤坂中野字宿ノ入３５	0247-49-3600

（２）重度訪問介護

事業所数　１７事業所

（内訳）白河市－６事業所　　西白河郡－８事業所　　東白川郡－３事業所

番号	施設等名	対象者	住　　所	電　　話
1	ワンランドケア白河	身	白河市昭和町２７３－１	0248-31-0028
2	ひもろぎケアサービス	身	白河市関辺川前８８	0248-31-8844
3	白河市社会福祉協議会 障害者居宅介護事業所	身	白河市北中川原３１３	0248-22-1159
4	地域生活サポートセンターきらり	身	白河市久田野前田５２－１	0248-21-1331
5	SOMPOケア白河訪問介護	身	白河市会津町３８－２ ハイツイーグル１０１	0248-31-2311
6	サクラケアラー　しらかわ	身	白河市飯沢山５１－４	0248-21-0077
7	ワンランドケア西郷	身	西白河郡西郷村小田倉字大平１－１８１	0248-48-0677
8	社会福祉法人西郷村社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	身	西白河郡西郷村小田倉字上川向９６－１	0248-48-0190
9	ヘルパーステーションつくしんぼ	身	西白河郡西郷村小田倉字稗返１－４８９	0248-25-2941
10	甲子の里希望の家逢和会	身	西白河郡西郷村小田倉字上川向９７	0248-25-4889
11	泉崎村社会福祉協議会 障害福祉サービス事業所	身	西白河郡泉崎村泉崎字山ヶ入１０１	0248-54-1555
12	中島村社会福祉協議会 障害者居宅介護事業所	身	西白河郡中島村滑津字ニツ山６５－３	0248-52-3400
13	ニチイケアセンター矢吹	特定なし	西白河郡矢吹町大池４３１番地１３メゾン大池Ｉ棟１階Ｂ号室	0248-91-2121
14	矢吹町居宅介護事業所	身	西白河郡矢吹町一本木１００－１	0248-44-5210
15	社会福祉法人矢祭町社会福祉協議会	身	東白川郡矢祭町東舘字南沢２５－２	0247-34-1050
16	社会福祉法人塙町社会福祉協議会 自立支援介護事業所	身	東白川郡塙町塙字材木町３２	0247-43-2154
17	鮫川村介護事業所「ひだまり荘」	身	東白川郡鮫川村赤坂中野字宿ノ入３５	0247-49-3600

（３）行動援護

事業所数　４事業所

（内訳）白河市－２事業所　　西白河郡－１事業所　　東白川郡－１事業所

番号	施設等名	対象者	住　　所	電　　話
1	地域生活サポートセンターきらり	知 精 児	白河市久田野前田５２－１	0248-21-1331
2	サクラケアラー　しらかわ	知	白河市飯沢山５１－４	0248-21-0077
3	あおぞら	知 精 児	西白河郡矢吹町一本木 38-1	0248-29-8618
4	鮫川村介護事業所 「ひだまり荘」	知 精 児	東白川郡鮫川村赤坂中野字宿ノ入３５	0247-49-3600

（４）同行援護

事業所数　２事業所

（内訳）白河市－１事業所　　西白河郡－１事業所　　東白川郡－０事業所

番号	施設等名	対象者	住　　所	電　　話
1	サクラケアラー　しらかわ	身	白河市飯沢山５１－４	0248-21-0077
2	甲子の里希望の家逢和会	身　児	西白河郡西郷村小田倉字上川向９７	0248-25-4889

（５）短期入所

事業所数　12 事業所

（内訳）白河市－０事業所　　西白河郡－１０事業所　　東白川郡－２事業所

番号	施設等名	対象者	定員	住　　所	電　　話
1	福島県きびたき寮	身	空床	西白河郡西郷村真船字芝原１４２－８	0248-25-3107
2	福島県かえで荘	知	空床	西白河郡西郷村真船字芝原１８９－１	0248-25-3106
3	福島県ひばり寮	身	2	西白河郡西郷村真船字芝原２９－４	0248-25-3112
4	福島県かしわ荘	知	空床	西白河郡西郷村真船字芝原３４１－４	0248-25-3105
5	福島県けやき荘	知	空床	西白河郡西郷村真船字芝原３４１－７	0248-25-3104
6	白河めぐみ学園 短期入所事業所	児	空床	西白河郡西郷村小田倉字上上野原158－1	0248-25-2046
7	白河こひつじ学園 短期入所事業所	児	空床	西白河郡西郷村小田倉字上上野原156－1	0248-25-2055
8	さざなみ学園	知	2	西白河郡西郷村小田倉字大清水389－5	0248-25-1881
9	短期入所あるく	身 知 児	5	西白河郡西郷村米字上畑２０	0248-21-6055
10	福島県矢吹しらうめ荘	知	空床 4	西白河郡矢吹町鍋内８３	0248-42-2655
11	はなわ育成園	知	3	東白川郡塙町西河内字野土平７	0247-43-3891
12	藤井ハイム矢祭	身　知 精　児	空床	東白川郡矢祭町東舘字柳町５２	0247-46-2510

（６）生活介護

事業所数　１７事業所

（内訳）白河市－７事業所　　西白河郡－６事業所　　東白川郡－４事業所

番号	施設等名	対象者	定員	住　　所	電　　話
1	地域生活サポートセンターきらり	特定なし	２０	白河市久田野前田５２－１	0248-21-1331
2	白河市中央デイサービスセンター	身 （基準該当）	(35)	白河市北中川原３１３	0248-24-4222
3	白河市東デイサービスセンター	身 知 精 （基準該当）	(35)	白河市東上野出島千草場１５３－３	0248-34-1082
4	生活介護　結工房	身 知 精	１５	白河市表郷金山字竹ノ内５３	0248-32-4478
5	オープンハウス白河	知	４０	白河市金鈴１７－１	0248-31-8215
6	複合型サービス　東のこみち	身 知 （共生型）	４	白河市深仁井田字道山 6番地10	0248-35-1333
7	デイサービス　東のいずみ	身 知 （共生型）	５	白河市深仁井田字道山 6番地10	0248-35-1333
8	生活介護あるく	身 知	１０	西白河郡西郷村米字上畑２０	0248-21-6055
9	甲子の里希望の家	身 知	１２	西白河郡西郷村小田倉 字川向９７	0248-25-4886
10	泉崎村障がい者支援センター	身 知	１５	西白河郡泉崎村北平山字高柳107-1	0248-53-3618
11	中島村社会福祉協議会 指定通所介護事業所	身 （基準該当）	(3)	西白河郡中島村滑津字二ツ山65－3	0248-52-3400
12	地域生活サポートセンターあゆり	特定なし	２０	西白河郡矢吹町一本木９２－５	0248-44-2328
13	マーブル	特定なし	１６	西白河郡矢吹町一本木３８－１	0248-29-8618
14	（主）紬 （従）なないろ	身 知	１０ １０	東白川郡棚倉町棚倉字西中居８２ 東白川郡塙町塙字材木町 12	0247-33-6689 0247-43-2100
15	生活介護事業所　和	特定なし	１５	東白川郡棚倉町関口字笹平5番地1	0247-57-6744
16	矢祭町デイサービスセンター 舘山荘	身 （基準該当）	(15)	東白川郡矢祭町東舘字舘３－１	0247-46-3186
17	矢祭町障がい者自立支援センター レスポアールやまつり	特定なし	５	東白川郡矢祭町下関河内字天神前55－2	0247-34-3455

（７）就労支援

事業所数　16 事業所

（内訳）白河市－５事業所　　西白河郡－７事業所　　東白川郡－４事業所

番号	施設等名	サービス	対象者	定員	住　　所	電　　話
1	地域生活サポートセンター エル白河	継続 （B）	身 知 精	４０	白河市本町２ マイタウン白河 B1	0248-21-0188
2	地域生活サポートセンター フラット白河	継続 （B）	身 知 精	２０	白河市大手町９－５	0248-29-8220
3	結工房	継続 （B）	特定 なし	２０	白河市表郷金山字竹ノ内５３	0248-32-4478
4	指定就労継続支援Ｂ型 大信やまゆり	継続 （B）	知	２０	白河市大信町屋字沢田１３	0248-54-5775
5	食工房ひもろぎ	継続 （B）	精	30	白河市関辺引目橋５１－２	0248-21-8248
6	指定就労継続支援Ｂ型 甲子の里希望の家	継続 （B）	知	28	西白河郡西郷村小田倉字上川向９７	0248-25-4886
7	アイディコーポレーション	継続 （A）	特定 なし	２０	西白河郡西郷村熊倉字折口原417-2	0248-29-8693
8	（主）こころん	移行 継続 （A） 継続 （B）	特定 なし	１０ １０ １０	西白河郡泉崎村泉崎字下 根岸９	0248-54-1115
	（従）なごみの家	継続 （B）	特定 なし	１０	白河市郭内１１８－２	0248-24-1386
9	共同作業所しらうめ	継続 （B）	知	２０	西白河郡矢吹町鍋内８３	0248-42-2200
10	ワーキングやぶき	継続 （A） 継続 （B）	知 精	１５ １５	西白河郡矢吹町舘沢１５２－１	0248-21-8138
11	ワーキング花咲	継続 （B）	知 精	２０	西白河郡矢吹町北浦６３	0248-44-3211
12	わーくる矢吹	継続 （B）	特定 なし	30	西白河郡矢吹町善郷内１４－１	0248-42-3077
13	（主）ドリーム＆ホープ	継続 （B）	身 知	１０	東白川郡棚倉町棚倉字西中居82	0247-33-6689
	（従）ダリア工房	継続 （B）	身 知	１０	東白川郡塙町塙字材木町１２	0247-43-2100
14	矢祭町障がい者自立支援センター レスポアールやまつり	継続 （B）	特定 なし	5	東白川郡矢祭町下関河内字天神前55-2	0247-34-3455
15	障がい者就労サポートセンター ウッドピアはなわ	継続 （B）	精	２０	東白川郡塙町塙字材木町１２	0247-43-2160
16	鮫川たんぽぽの家	継続 （B）	知 精	２０	東白川郡鮫川村赤坂西野字岡田59-1	0247-49-2022

（８）共同生活援助

事業所数　12 事業所（31 カ所）

（内訳）白河市－３事業所　　西白河郡－８事業所　　東白川郡－１事業所

番号	施設等名	住　　所	対象者	定員	電　　話
1	すまい・る遊遊	白河市表郷金山字竹ノ内５３		合計 ２２	0248-32-4478
共同生活住居の内訳		住　　所	対象者	定員	
1-1	すみれ	白河市みさか２丁目３９－７	知　精	６	
1-2	ゆうゆうホーム	白河市大鹿島前５－１	知　精	５	
1-3	なのはな	白河市九番町４－１	知　精	６	
1-4	つくし	白河市表郷金山字竹ノ内１０５	知　精	５	
2	福祉ホームひもろぎの園	白河市関辺引目橋３４－６		合計 １８	0248-21-0211
共同生活住居の内訳		住所	対象者	定員	
2-1	福祉ホームひもろぎの園	白河市関辺引目橋３４－６	精	１８	
3	地域生活サポートセンター優ライフ	白河市中町５７－１		合計 １４	0248-21-6941
共同生活住居の内訳		住　　所	対象者	定員	
3-1	グループホームえんがわ	白河市北真舟９５－１ ９６－１の一部	知　精	７	
3-2	グループホームひだまり	白河市北真舟９６－１ ９７－１の一部	知　精	７	
4	G・H　ARUKU	西白河郡西郷村大字米字上畑２０		合計 ８	0248-44-2602
共同生活住居の内訳		住　　所	対象者	定員	
4-1	G・H　ARUKU	白河市追廻６２	身　知 精	８	
5	社会福祉法人　清峰会	西白河郡西郷村小田倉大清水３８９－５		合計 ４	0248-25-1881
共同生活住居の内訳		住　　所	対象者	定員	
5-1	茗荷寮	西白河郡西郷村小田倉字上野原１６４－５	知	４	
6	共同生活事業所にしごう	西白河郡西郷村小田倉字上上野原１５０		合計 １８	0248-25-3105
共同生活住居の内訳		住　　所	対象者	定員	
6-1	グループホームやしお	西白河郡西郷村小田倉字上上野原１５０	身 知 精	６	
6-2	グループホームさくら	西白河郡西郷村小田倉字後原２５－１４	身 知 精	６	
6-3	グループホームあじさい	白河市白坂三輪台２５１－１	身 知 精	６	

番号	施設等名	住　　所	対象者	定員	電　　話
7	共同生活事業所やぶき	西白河郡矢吹町八幡町５６５－１		合計 ４０	0248-42-2012
共同生活住居の内訳		住　　所	対象者	定員	
7-1	グループホームこまつ	西白河郡矢吹町八幡町５６５－１	知	６	
7-2	グループホームおおくぼ	西白河郡矢吹町小松３１５－５	知	４	
7-3	グループホームはちまん	西白河郡矢吹町小松３１５－１	知	４	
7-4	グループホームあゆり	西白河郡矢吹町曙町１２４	知	４	
7-5	グループホームおおいけ	西白河郡矢吹町善郷内２－１６	知	４	
7-6	グループホームぜんごう	西白河郡矢吹町八幡町３８６	知	７	
7-7	グループホームしゅんらん	西白河郡矢吹町曙町２３	知	６	
7-8	グループホームすずらん	西白河郡矢吹町曙町２５	知	５	
8	共同生活住居こころん	西白河郡泉崎村泉崎字下根岸３５－１		合計 ２８	0248-54-1115
共同生活住居の内訳		住　　所	対象者	定員	
8-1	あけぼの荘	西白河郡矢吹町曙町２４	知　精	１６	
8-2	こころんハウス１	西白河郡泉崎村泉崎字下根岸３５－１	知　精	６	
8-3	こころんハウス２	西白河郡泉崎村泉崎字下根岸３５－１	知　精	６	
9	医療法人櫻人会 グループホーム	西白河郡矢吹町小松３４９		合計 ７	0248-44-5405
共同生活住居の内訳		住　　所	対象者	定員	
9-1	グループホーム しんまちハウス	西白河郡矢吹町小松２０６	身 知 精	２	
9-2	グループホーム大木寮	西白河郡矢吹町小松３４９	身 知 精	５	
10	グループホームあすなろ	西白河郡矢吹町滝八幡１１２－３３		合計 ７	0248-44-2602
共同生活住居の内訳		住　　所	対象者	定員	
10-1	グループホームあすなろ	西白河郡矢吹町滝八幡１１２－３３	知　精	４	
11	共同生活援助事業所 コラボ	西白河郡矢吹町北浦６３番地		合計 ２４	0248-44-3211
共同生活住居の内訳		住　　所	対象者	定員	
11-1	たいよう	西白河郡矢吹町北浦６９番地	知　精	６	
11-2	ひまわり	西白河郡矢吹町北浦６９番地	知　精	６	
11-3	ひなた	西白河郡矢吹町八幡町３３０－１９	知　精	６	
11-4	なのは	西白河郡矢吹町東郷３３７－２１	知　精	６	
１２	福祉ホーム ウッドピアはなわ	東白川郡塙町塙字材木町１２		合計 ５	0247-43-2160
共同生活住居の内訳		住　　所	対象者	定員	
12-1	さくら荘	東白川郡塙町塙代官町６８－１	精	５	

（９）自立訓練

事業所数　２事業所

（内訳）白河市－０事業所　　西白河郡－２事業所　　東白川郡－０事業所

番号	施設等名	住　　所	対象者	定員	電　　話
1	福島県ひばり寮 （機能訓練）	西白河郡西郷村真船字芝原２９－４	身	６	0248-25-3112
2	わーくる矢吹 （生活訓練）	西白河郡矢吹町善郷内１４－１	特定なし	６	0248-42-3077

３　障がい者支援施設

事業所数　８カ所

（内訳）白河市－０箇所　　西白河郡－７箇所　　東白川郡－１箇所

番号	施設等名	住　　所	対象者	定員	電　　話
1	福島県きびたき寮 施設入所支援・生活介護	西白河郡西郷村真船字芝原142－8	身	８０ ８０	0248-25-3107
2	福島県ひばり寮 施設入所支援・生活介護 （再掲　自立訓練）	西白河郡西郷村真船字芝原２９－４	身	100 ９４ (6)	0248-25-3112
3	福島県けやき荘 施設入所支援・生活介護	西白河郡西郷村真船字芝原３４１－７	知	80 80	0248-25-3104
4	福島県かしわ荘 施設入所支援・生活介護	西白河郡西郷村真船字芝原３４１－４	知	80 80	0248-25-3105
5	福島県かえで荘 施設入所支援・生活介護	西白河郡西郷村真船字芝原１８９－１	知	100 100	0248-25-3106
6	さざなみ学園 施設入所支援・生活介護	西白河郡西郷村小田倉字大清水389－5	知	80 80	0248-25-1881
7	福島県矢吹しらうめ荘 施設入所支援・生活介護	西白河郡矢吹町鍋内８３	知	100 ８０	0248-42-2655
8	はなわ育成園 施設入所支援・生活介護	東白川郡塙町西河内字野土平7	知	３０ ３５	0247-43-3891

４　障がい児通所支援

事業所数　22 事業所

（内訳）白河市－７事業所　　西白河郡－10 事業所　　東白川郡－３事業所

番号	施設等名	サービス	定員	住　　所	電　　話
1	社会福祉法人白河学園 つぼみ園	児童発達支援 放課後等デイサービス	２０	白河市和尚壇山２－４９	0248-23-6492
2	スナグルホームこづえ	児童発達支援 放課後等デイサービス （基準該当）	１０	白河市昭和町６０－５	0248-21-9913
3	地域生活サポートセンター サニーデイ	放課後等デイサービス	１０	白河市中町１８－１	0248-21-9122
4	社会福祉法人白河学園 第一つぼみ園	児童発達支援	１０	白河市和尚壇山２－９	0248-23-3059
5	社会福祉法人白河学園 第三つぼみ園	放課後等デイサービス	１０	白河市昭和町６９－１３	0248-21-8360
6	パル・タやけこやけ	放課後等デイサービス	１０	白河市中川原１４４－１	0248-21-5010
7	いろどりキッズ白河	児童発達支援	10	白河市日向２	0248-57-3350
8	すてっぷ	児童発達支援 放課後等デイサービス	各５	西白河郡西郷村熊倉字折口原650-15	0248-21-9203
9	社会福祉法人白河学園 第二つぼみ園	児童発達支援	１０	西白河郡西郷村前山東１６	0248-21-9007
10	児童発達支援あるく 放課後等デイサービスあるく	児童発達支援 放課後等デイサービス	１０	西白河郡西郷村米字上畑２０	0248-21-6055
11	発達支援センターまきびと	児童発達支援 放課後等デイサービス	２０	西白河郡西郷村小田倉字上上野原158-1	0248-25-0869
12	わくわく新白河	放課後等デイサービス	１０	西白河郡西郷村字前山西３９	0248-57-4796
13	いろどりキッズ西郷	児童発達支援	１０	西白河郡西郷村下前田西４５	0248-57-4105
14	るみっく	放課後等デイサービス	１０	西白河郡西郷村前山東１８	0248-21-6966
15	発達支援センターいずみざき	児童発達支援 放課後等デイサービス	１０	西白河郡泉崎村北平山字高柳107-1	0248-53-3618
16	どんぐり	放課後等デイサービス	１０	西白河郡矢吹町一本木３８－１	0248-29-8618
17	めいぷる	児童発達支援 放課後等デイサービス	４ ６	西白河郡矢吹町一本木３８－１	0248-29-8618
18	放課後等デイサービス　楓	放課後等デイサービス	１０	東白川郡棚倉町関口字笹平５－１	0247-57-6744
19	発達支援センターたなぐら	児童発達支援 放課後等デイサービス	１０	東白川郡棚倉町下山本字久保田11-1	0247-57-5853
20	児童通所支援ゆずりは	児童発達支援 放課後等デイサービス	１０	東白川郡棚倉町字水白田９２	0247-57-9861
21	すぎのこ園	児童発達支援 放課後等デイサービス	１０	東白川郡塙町台宿字下川原４９	0247-43-4391

５　地域活動支援センター

番号	施設等名	住　　所	定員	区分	電　　話
1	社会福祉法人こころん 生活支援センターこころん	西白河郡泉崎村泉崎字下根岸９	２０	Ⅰ型	0248-54-1115

６　障がい者就業・生活支援センター

番号	施設等名	住　　所	電　　話
1	社会福祉法人福島県社会福祉事業団 県南障がい者就業・生活支援センター 「まごころステーション」	白河市道場小路９１－５ 第６大成プラザ１階	0248-23-8031

７　基幹相談支援センター

番号	施設等名	住　　所	電　　話
1	社会福祉法人福島県社会福祉事業団 基幹相談支援センターけんなん	白河市道場小路９１－５ 第６大成プラザ１階	0248-21-5484

発行日　令和３年３月
発　行　白河市
編　集　白河市　保健福祉部　社会福祉課
〒９６１-８６０２
福島県白河市八幡小路７番地１
電話 0248-22-1111（代表）